

[資料編]

資料編目次

1 用語の定義	39
2 住宅の耐震化の現状推計の方法（根拠の詳細）	42
3 特定建築物の一覧.....	46
(1) 被災時に拠点となる施設及び救護施設	46
1-1) 庁舎等（階数3以上かつ床面積1,000 m ² 以上）	46
1-2) 病院・診療所（階数3以上かつ床面積1,000 m ² 以上）	47
(2) 住民の避難場所として使用される施設及び要援護者施設	48
2-1) 学校（階数2以上かつ床面積1,000 m ² 以上）	48
2-2) 幼稚園・保育園（階数2以上かつ床面積500 m ² 以上）	49
2-3) 社会福祉施設（階数2以上かつ床面積1,000 m ² 以上）	50
2-4) 体育施設（階数1以上かつ床面積1,000 m ² 以上）	51
(3) 比較的滞在時間の長い施設	52
3-1) 賃貸住宅等（階数3以上かつ床面積1,000 m ² 以上）	52
3-2) ホテル等（階数3以上かつ床面積1,000 m ² 以上）	54
(4) 多くの者が集まる集客施設	55
4-1) 集客施設（階数3以上かつ床面積1,000 m ² 以上）	55
4-2) 店舗、百貨店等（階数3以上かつ床面積1,000 m ² 以上）	56
(5) その他の特定建築物	57
その他（階数3以上かつ床面積1,000 m ² 以上）	57
4 優先的に耐震化すべき市有建築物の一覧.....	59
(1) 庁舎・病院等	59
(2) 学校.....	60
(3) 保育園.....	61
(4) 市営住宅	62
5 緊急輸送道路一覧.....	65
6 関係法令等（抜粋）	67
(1) 建築物の耐震改修の促進に関する法律（抜粋）	67
(2) 建築物の耐震改修の促進に関する法律施行令（抜粋）	74
(3) 建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的な方針（抜粋）	77

1 用語の定義

○耐震改修促進法

「建築物の耐震改修の促進に関する法律」のこと。以下、本計画中で単に「法」と省略する場合も同法律のことをいう。

○耐震診断

地震に対する安全性を評価すること。

○耐震改修

地震に対する安全性の向上を目的として、増築、改築、修繕若しくは敷地の整備をすること。

○旧耐震基準

昭和 56 年 6 月 1 日の耐震基準の見直し以前に用いられていた耐震基準。阪神・淡路大震災では、旧耐震基準による建築物の被害が顕著であった。

○新耐震基準

昭和 53 年の宮城県沖地震後、建築基準法の従来の耐震基準が抜本的に見直され、昭和 56 年 6 月 1 日に施行された耐震基準。建築物の耐用年数中に何度か遭遇するような中規模の地震（震度 5 強程度）に対しては構造体を無被害にとどめ、極めてまれに遭遇するような大地震（震度 6 強程度）に対しては人命に危害を及ぼすような倒壊等の被害を生じないことを目標としている。

○耐震性がある

新耐震基準を満たす耐震性能を持つこと。本計画では、昭和 56 年 6 月 1 日の建築基準法改正以降に建てられた建築物及びそれ以前に建てられた建築物で同法改正以降の耐震性能（新耐震基準）を満たしている建築物を指す。

○耐震性が不十分

昭和 56 年 5 月 31 日以前に建設された建築物のうち、耐震診断の結果、新耐震基準と同レベルの耐震性能を持たないことが判定されたもの、及び耐震診断が未実施であるために耐震性能が不明なもの。

○耐震化

耐震性が不十分な建築物を、耐震改修等により耐震性がある建築物とすること。

○耐震化率

すべての建築物のうちの、耐震性がある建築物（新耐震基準によるもの、耐震診断で耐震性ありとされたもの、耐震改修を実施したもの）の割合。

$$\text{耐震化率} = \frac{\text{新耐震基準の建築物} + \text{耐震診断で耐震性ありの建築物} + \text{耐震改修済の建築物}}{\text{すべての建築物}}$$

○特定建築物

本計画では、「多数の者が利用する建築物」、「危険物の貯蔵場または処理場の用途に供する建築物」、「緊急輸送道路等の避難路沿道建築物」の規模等要件を満たす建築物。

○民間特定建築物

特定建築物のうち、建築物所有者が民間である場合。

○特定既存耐震不適格建築物

特定建築物のうち、地震に対する安全性に係る建築基準法等の耐震関係規定に適合しない建築物。

○特定行政庁

建築主事を置く市町村の区域については当該市町村の長をいい、その他の市町村の区域については都道府県知事をいう。

○I s 値

(一財)日本建築防災協会の耐震診断基準による構造耐震指標

○定期報告制度

建築物、建築設備及び昇降機等について、その所有者又は管理者が、適法な状態に維持管理がされていることを、一級建築士若しくは二級建築士又は国土交通大臣が定める資格を有する者が調査（検査）し、その結果を特定行政庁に報告する制度。

○沿道特定建築物

県及び本市が指定する緊急輸送道路沿道の建物倒壊により道路を閉塞させるおそれのある一定以上の高さがあり、かつ耐震性が明らかでない建築物。本市において該当する建築物は無い。

○耐震化促進建築物

県指定の緊急輸送道路を閉塞するおそれのある建築物のうち、重要路線沿道の木造以外で3以上の階を有する建築物。本市において該当する建築物は無い。

■耐震改修促進法における規制対象一覧

※義務付け対象は旧耐震建築物

用途		特定既存耐震不適格建築物の要件	指示対象となる特定既存耐震不適格建築物の要件	耐震診断義務付け対象建築物の要件
学校	小学校、中学校、中等教育学校の前期課程若しくは特別支援学校	階数2以上かつ1,000㎡以上 ※屋内運動場の面積を含む。	階数2以上かつ1,500㎡以上 ※屋内運動場の面積を含む。	階数2以上かつ3,000㎡以上 ※屋内運動場の面積を含む。
	上記以外の学校	階数3以上かつ1,000㎡以上		
体育館（一般公共の用に供されるもの）		階数1以上かつ1,000㎡以上	階数1以上かつ2,000㎡以上	階数1以上かつ5,000㎡以上
ボーリング場、スケート場、水泳場その他これらに類する運動施設		階数3以上かつ1,000㎡以上	階数3以上かつ2,000㎡以上	階数3以上かつ5,000㎡以上
病院、診療所				
劇場、観覧場、映画館、演芸場				
集会場、公会堂				
展示場				
卸売市場				
百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗			階数3以上かつ2,000㎡以上	階数3以上かつ5,000㎡以上
ホテル、旅館				
賃貸住宅（共同住宅に限る。）、寄宿舎、下宿				
事務所				
老人ホーム、老人短期入所施設、福祉ホーム、その他これらに類するもの		階数2以上かつ1,000㎡以上	階数2以上かつ2,000㎡以上	階数2以上かつ5,000㎡以上
老人福祉センター、児童厚生施設、身体障害者福祉センターその他これらに類するもの				
幼稚園、保育所		階数2以上かつ500㎡以上	階数2以上かつ750㎡以上	階数2以上かつ1,500㎡以上
博物館、美術館、図書館		階数3以上かつ1,000㎡以上	階数3以上かつ2,000㎡以上	階数3以上かつ5,000㎡以上
遊技場				
公衆浴場				
飲食店、キャバレー、料理店、ナイトクラブ、ダンスホールその他これらに類するもの				
理髪店、質屋、貸衣装屋、銀行その他これらに類するサービス業を営む店舗				
工場（危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物を除く。）				
車両の停車場又は船舶若しくは航空機の発着場を構成する建築物で旅客の乗降又は待合の用に供するもの			階数3以上かつ2,000㎡以上	階数3以上かつ5,000㎡以上
自動車車庫その他の自動車又は自転車の停留又は駐車のための施設				
保健所、税務署その他これらに類する公益上必要な建築物				
危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物		政令で定める数量以上の危険物を貯蔵又は処理するすべての建築物	500㎡以上	階数1以上かつ5,000㎡以上 （敷地境界線から一定距離以内に存する建築物に限る）
避難路沿道建築物		耐震改修等促進計画で指定する避難路の沿道建築物であって、前面道路幅員の1/2超の高さの建築物 （道路幅員が12m以下の場合には6m超）	左に同じ	耐震改修等促進計画で指定する重要な避難路の沿道建築物であって、前面道路幅員の1/2超の高さの建築物（道路幅員が12m以下の場合には6m超）
防災拠点である建築物				耐震改修等促進計画で指定する大規模な地震が発生した場合においてその利用を確保することが公益上必要な、病院、官公署、災害応急対策に必要な施設等の建築物

出典：国土交通省

2 住宅の耐震化の現状推計の方法（根拠の詳細）

平成 21 年 3 月の本計画策定時は、固定資産税台帳をもとに算出しました。しかし固定資産台帳では空家が含まれていることなどから、総務省の住宅・土地統計調査結果による場合と比較して耐震化率が低く算出され、国や県等と比較する場合に不適切であることなどを勘案して、住宅・土地統計調査結果に基づき、富山県の推計方法に準じて算出しました。

なお、建築基準法の改正により新耐震基準が施行されたのは昭和 56 年 6 月 1 日以降になります。一方の住宅・土地統計調査は、5 年毎の 10 月 1 日に実施され、新耐震基準施行日に最も近いものは昭和 55 年 10 月 1 日時点のデータになります。厳密には両者に約 8 カ月間の時点差がありますが、誤差の許容範囲として、昭和 55 年 10 月 1 日以前に建築されたものを耐震性が不十分な建物、それ以降に建築されたものを耐震性がある建物と見なし集計しています。

集計に用いた元データは、平成 25 年住宅・土地統計調査の以下の表です。

○第 3 表 住宅の種類（2 区分）・構造（5 区分）、建築の時期（9 区分）別住宅数・・・※総数に時期不詳を含む

○第 11 表 住宅の所有の関係（2 区分）、構造（5 区分）、建築の時期（7 区分）、建て方（4 区分）、階数（4 区分）別住宅数・・・※総数に時期不詳を含む

○第 58 表 建物の構造（4 区分）、建て方（4 区分）、平成 21 年以降における住宅の耐震改修工事の状況（6 区分）別持ち家数

注）住宅・土地統計調査の集計結果表は、調査年次によって表番号等が変わる可能性があります。

住宅・土地統計調査の第 3 表、第 11 表は、建築時期不詳を含みます。そこで建築時期不詳については昭和 55 年以前と昭和 56 年以降の住宅数で按分してそれぞれに配分しました。その上で、昭和 55 年以前の住宅については、国土交通省が行なった都道府県のアンケート調査に基づき、昭和 56 年以前建築の建物の耐震性が不十分な建物の割合として推計された比率（木造戸建住宅が 88%、共同住宅等が 24%）を用いて、耐震性が有る無しの住宅数を算出しています。

昭和 55 年以前の耐震性有りの住宅、昭和 56 年以降の住宅、平成 20 年～25 年に耐震工事をした住宅の総和を耐震性のある住宅戸数としました。

以上に算出した住宅数をもとに、南砺市における住宅の平成 25 年現在の耐震化率を推計しました。

平成 25 年集計データと元データの関係

	H25 年	元データ(H25 年住宅・土地統計調査結果表の掲載箇所)
住宅総数 A	16,350	第 3 表[総数]
S55 以前のもの B	8,270	第 3 表[S55 以前の合計]+[時期不詳の按分]
S56 以降のもの C	8,080	第 3 表[S56 以降の合計]+[時期不詳の按分]
耐震改修工事をした D	490	第 58 表[持ち家(耐震工事をした(総数))]
耐震性が不十分 E	6,560	K+Q
耐震化率 F	59.9%	E/A
木造戸建住宅 G	14,350	第 11 表[一戸建(木造+防火木造)]
S55 以前のもの H	7,920	第 11 表[S55 以前の合計]+[時期不詳の按分]
S56 以降のもの I	6,430	第 11 表[S56 以降の合計]+[時期不詳の按分]
耐震改修工事をした J	480	第 58 表[持ち家一戸建(木造+防火木造)]
耐震性が不十分 K	6,490	H(7,290)×非耐震率 0.88-J(480)
耐震化率 L	54.8%	$(G-K)/G = [H \times (1-0.88) + I + J]/G$
共同住宅その他の住宅 M	2,000	第 11 表[一戸建(鉄筋・鉄骨コンクリート造+鉄骨造+その他)+長屋建、共同住宅、その他]
S55 以前のもの N	340	第 11 表[S55 以前の合計]+[時期不詳の按分]
S56 以降のもの O	1,660	第 11 表[S56 以降の合計]+[時期不詳の按分]
耐震改修工事をした P	10	第 58 表[持ち家一戸建(非木造+その他)+長屋建、共同住宅+その他]
耐震性が不十分 Q	70	N(340)×非耐震化率 0.24-P(10)
耐震化率 R	96.5%	$(M-Q)/M = [N \times (1-0.76) + O + P]/M$

※ 国土交通省が行なった都道府県のアンケート調査に基づき、昭和 56 年以前建築の建物の耐震性が不十分な建物の割合として、木造戸建住宅が 88%、共同住宅等が 24%と設定

【元データ（平成 25 年 住宅・土地統計調査）】

第 3 表 住宅の種類（2 区分）・構造（5 区分）、建築の時期（9 区分）別住宅数

・・・※総数に時期不詳を含む

210 南砺市	総数	専用住宅	店舗その他 併用住宅	木造（防火 木造を除く）	防火木造	鉄筋・鉄骨 コンクリート造	鉄骨造	その他
住宅総数	16,350	15,390	960	9,210	5,450	1,170	400	120
昭和 35 年以前	2,980	2,810	180	2,570	370	10	10	20
昭和 36 年～45 年	2,230	2,080	160	1,580	550	70	-	30
昭和 46 年～55 年	3,020	2,770	250	1,910	920	90	70	30
昭和 56 年～平成 2 年	2,200	2,110	100	1,200	640	260	80	10
平成 3 年～7 年	1,140	1,120	30	430	560	140	10	10
平成 8 年～12 年	1,680	1,570	110	500	960	110	100	20
平成 13 年～17 年	1,230	1,190	40	360	620	170	90	-
平成 18 年～22 年	1,420	1,350	70	440	650	290	30	-
平成 23 年～25 年 9 月	370	340	30	170	160	30	10	-
時期不詳	80							

第11表 住宅の所有の関係(2区分)、構造(5区分)、建築の時期(7区分)、建て方(4区分)、階数(4区分)

別住宅数・・・※総数に時期不詳を含む。※階数(4区分)は使用目的外であるため本表には未掲載。

210 南砺市	総数	一戸建	長屋建	共同住宅	その他
住宅総数	16,350	15,000	130	1,200	20
昭和45年以前	5,220	5,180	-	20	10
昭和46年～55年	3,020	2,980	-	40	-
昭和56年～平成2年	2,200	1,980	-	220	10
平成3年～12年	2,830	2,540	30	260	-
平成13年～17年	1,230	990	20	210	-
平成18年～22年	1,420	940	70	400	10
平成23年～25年9月	370	320	-	40	-
時期不詳	60	70	10	10	-10
木造(防火木造を除く)	9,210	9,190	10	-	10
昭和45年以前	4,160	4,160	-	-	-
昭和46年～55年	1,910	1,910	-	-	-
昭和56年～平成2年	1,200	1,200	-	-	10
平成3年～12年	920	920	-	-	-
平成13年～17年	360	360	-	-	-
平成18年～22年	440	430	10	-	-
平成23年～25年9月	170	170	-	-	-
時期不詳	50	40	0	-	0
防火木造	5,450	5,160	110	170	10
昭和45年以前	910	910	-	-	-
昭和46年～55年	920	900	-	10	-
昭和56年～平成2年	640	640	-	10	-
平成3年～12年	1,520	1,470	30	20	-
平成13年～17年	620	590	20	-	-
平成18年～22年	650	480	60	110	10
平成23年～25年9月	160	140	-	20	-
時期不詳	30	30	0	0	0
鉄筋・鉄骨コンクリート造	1,170	310	-	840	10
昭和45年以前	80	60	-	10	10
昭和46年～55年	90	60	-	30	-
昭和56年～平成2年	260	60	-	200	-
平成3年～12年	250	90	-	160	-
平成13年～17年	170	20	-	150	-
平成18年～22年	290	20	-	270	-
平成23年～25年9月	30	-	-	30	-
時期不詳	0	0	-	-10	0
鉄骨造	400	220	-	180	-
昭和45年以前	10	-	-	10	-
昭和46年～55年	70	70	-	-	-
昭和56年～平成2年	80	70	-	10	-
平成3年～12年	110	30	-	80	-
平成13年～17年	90	20	-	60	-
平成18年～22年	30	10	-	20	-
平成23年～25年9月	10	10	-	-	-
時期不詳	0	10	-	0	-
その他	120	120	-	-	-
昭和45年以前	50	50	-	-	-
昭和46年～55年	30	30	-	-	-
昭和56年～平成2年	10	10	-	-	-
平成3年～12年	30	30	-	-	-
平成13年～17年	-	-	-	-	-
平成18年～22年	-	-	-	-	-
平成23年～25年9月	-	-	-	-	-
時期不詳	0	0	-	-	-

第 58 表 建物の構造(4 区分)、建て方(4 区分)、平成 21 年以降における住宅の耐震改修工事の状況(6 区分)別持ち家数

	総数	耐震改修工事をした						耐震改修工 事をしてい ない
		総数	壁の新設 ・補強	筋かいの 設置	基礎の補 強	金具によ る補強	その他	
持 ち 家 総 数	14,840	490	240	200	190	140	120	14,350
木 造(防火木造を除く)	9,030	340	170	150	120	90	80	8,680
防 火 木 造	5,160	140	60	40	60	50	40	5,020
非 木 造	530	10	10	10	10	10	-	520
そ の 他	120	-	-	-	-	-	-	120
一 戸 建	14,810	490	240	200	190	140	120	14,320
木 造(防火木造を除く)	9,010	340	170	150	120	90	80	8,670
防 火 木 造	5,150	140	60	40	60	50	40	5,010
非 木 造	520	10	10	10	10	10	-	510
そ の 他	120	-	-	-	-	-	-	120
長 屋 建	10	-	-	-	-	-	-	10
木 造(防火木造を除く)	10	-	-	-	-	-	-	10
防 火 木 造	-	-	-	-	-	-	-	-
非 木 造	-	-	-	-	-	-	-	-
そ の 他	-	-	-	-	-	-	-	-
共 同 住 宅	-	-	-	-	-	-	-	-
木 造(防火木造を除く)	-	-	-	-	-	-	-	-
防 火 木 造	-	-	-	-	-	-	-	-
非 木 造	-	-	-	-	-	-	-	-
そ の 他	-	-	-	-	-	-	-	-
そ の 他	20	-	-	-	-	-	-	20
木 造(防火木造を除く)	-	-	-	-	-	-	-	-
防 火 木 造	10	-	-	-	-	-	-	10
非 木 造	10	-	-	-	-	-	-	10
そ の 他	-	-	-	-	-	-	-	-

3 特定建築物の一覧

(1) 被災時に拠点となる施設及び救護施設

1-1) 庁舎等（階数3以上かつ床面積1,000㎡以上）

No	S56 以前かどうか	施設名称	担当課	構造	地上階数	地下階数	特定用途面積(㎡)	建築時期	耐用年数年度	耐震化状況
1	S56 以前	城端庁舎	城端行政センター	RC	3	0	3,888	S48	2023	○
2	S56 以前	上平行政センター	上平行政センター	RC	3	0	1,798	S55	2030	○
3	S56 以前	利賀行政センター	利賀行政センター	RC	3	1	3,149	S56	2031	○
4	S56 以前	井波庁舎	井波行政センター	SRC	3	0	3,362	S51	2026	○
5	S56 以前	井口行政センター	井口行政センター	RC	3	0	1,341	S53	2028	○
6	S56 以前	福野庁舎	福野行政センター	RC	4	1	4,694	S40	2015	○
7	S57 以降	福光庁舎	福光行政センター	SRC	5	0	7,179	S62	2037	○

所有	S56 以前かどうか	合計	耐震性有り	耐震性不十分
公有	S56 以前	6	6	0
	S57 以降	1	1	0
	計	7	7	0
民間	S56 以前	0	0	0
	S57 以降	0	0	0
	計	0	0	0
合計		7	7	0

1-2) 病院・診療所（階数3以上かつ床面積1,000㎡以上）

No	S56以前かどうか	施設名称	担当課	構造	地上階数	地下階数	特定用途面積(㎡)	建築時期	耐用年数年度	耐震化状況
1	S57以降	国立病院機構北陸病院	国	RC	4	0	10,209	H27	2065	○
2	S57以降	南砺市民病院	南砺市民病院	RC	4	1	16,674	H4,15,26	2064	○
3	S57以降	南砺家庭・地域医療センター	医療課	RC	3	0	2,600	H17 H20 (増改築)	2055	○
4	S57以降	公立南砺中央病院	南砺中央病院	RC	6	0	6,363	H14	2052	○
5	S57以降	ふくの若葉病院	民	鉄骨	4	0	4,266	H12	2050	○
6	S57以降	吉岡整形外科	民	RC	3	0	1,041	H4	2042	○
7	S57以降	介護老人保健施設 葵の園・なんと	民	鉄骨	4	0	5,612	H10	2048	○
8	S57以降	介護療養型老人保健施設 福光あおい	民	RC	3	1	4,805	S58	2033	○

所有	S56以前かどうか	合計	耐震性 有り	耐震性 不十分
公有	S56以前	0	0	0
	S57以降	4	4	0
	計	4	4	0
民間	S56以前	0	0	0
	S57以降	4	4	0
	計	4	4	0
合計		8	8	0

(2) 住民の避難場所として使用される施設及び要援護者施設

2-1) 学校(階数2以上かつ床面積1,000㎡以上)

No	S56以前かどうか	施設名称	担当課	構造	地上階数	地下階数	特定用途面積(㎡)	建築時期	耐用年数年度	耐震化状況
1	S56以前	城端小学校 校舎及び体育館	教育総務課	RC	3	0	5,968	S45 H17,18	2017	○
2	S57以降	上平小学校 校舎及び体育館	教育総務課	RC	3	0	5,607	H25	2060	○
3	S57以降	利賀小学校 校舎及び体育館	教育総務課	SRC	5	0	3,285	H8	2042	○
4	S56以前	井波小学校 校舎及び体育館	教育総務課	SRC	3	0	8,170	S44,45	2016	○
5	S56以前	井口小学校 校舎及び体育館	教育総務課	RC	3	0	3,279	S44,H12	2016	○
6	S57以降	福野小学校 校舎及び体育館	教育総務課	RC	3	0	12,279	H21,22	2056	○
7	S56以前	福光中部小学校 校舎及び体育館	教育総務課	RC	3	0	8,542	S51,52,53	2024	○
8	S56以前	福光南部小学校 校舎及び体育館	教育総務課	RC	3	0	4,559	S46,47	2018	○
9	S56以前	福光東部小学校 校舎及び体育館	教育総務課	RC	2	0	7,983	S56	2028	○
10	S57以降	城端中学校 校舎及び体育館	教育総務課	RC	3	0	8,073	S61	2033	○
11	S57以降	平中学校 校舎及び体育館	教育総務課	RC	3	1	4,409	H22	2057	○
12	S57以降	利賀中学校 校舎及び体育館	教育総務課	SRC	5	0	2,661	H8,10	2042	○
13	S56以前	井波中学校 校舎及び体育館	教育総務課	RC	3	0	7,159	S48,H3	2019	○
14	S57以降	井口中学校 校舎及び体育館	教育総務課	RC	3	0	3,102	S57,61	2028	○
15	S56以前	福野中学校 校舎及び体育館	教育総務課	RC	3	0	11,410	S35,46,55 H5,26	2007	○
16	S57以降	福光中学校 校舎及び体育館	教育総務課	RC	3	0	13,214	H4,5	2038	○
17	S57以降	吉江中学校 校舎及び体育館	教育総務課	RC	3	0	10,888	H10	2044	○

所有	S56以前かどうか	合計	耐震性 有り	耐震性 不十分
公有	S56以前	8	8	0
	S57以降	9	9	0
	計	17	17	0
民間	S56以前	0	0	0
	S57以降	0	0	0
	計	0	0	0
合計		17	17	0

2-2) 幼稚園・保育園（階数2以上かつ床面積500㎡以上）

No	S56 以前かどうか	施設名称	担当課	構造	地上階数	地下階数	特定用途面積(㎡)	建築時期	耐用年数年度	耐震化状況
1	S57 以降	城端さくら保育園	こども課	RC	2	0	2,993	H16	2050	○
2	S57 以降	福野おひさま保育園	こども課	RC	2	0	2,538	H23	2058	○
3	S57 以降	福野青葉幼稚園	民	鉄骨	2	0	1,315	H29	2064	○

所有	S56 以前かどうか	合計	耐震性有り	耐震性不十分
公有	S56 以前	0	0	0
	S57 以降	2	2	0
	計	2	2	0
民間	S56 以前	0	0	0
	S57 以降	1	1	0
	計	1	1	0
合計		3	3	0

2-3) 社会福祉施設（階数2以上かつ床面積1,000㎡以上）

No	S56以前かどうか	施設名称	担当課	構造	地上階数	地下階数	特定用途面積(㎡)	建築時期	耐用年数年度	耐震化状況
1	S57以降	平高齢者生活福祉センター「つつじ荘」	地域包括ケア課	RC	2	0	1,197	H5	2040	○
2	S57以降	利賀高齢者生活福祉センター「ネイトピア喜楽」	地域包括ケア課	鉄骨	2	0	1,057	H5	2027	○
3	S57以降	いなみ交流館ラフォーレ	福祉課	RC	2	0	3,295	H9	2044	○
4	S57以降	特別養護老人ホームいなみ	地域包括ケア課	RC	2	0	6,127	H11,16	2046	○
5	S57以降	特別養護老人ホーム「福寿園」	地域包括ケア課	RC	3	0	10,551	H4,21	2039	○
6	S56以前	旅川福祉交流館	福祉課	RC	3	0	1,217	S49	2021	○
7	S56以前	福光福祉の家「光龍館」	地域包括ケア課	木造	2	0	1,052	M18	1909	未
8	S57以降	特別養護老人ホーム「やすらぎ荘」	地域包括ケア課	RC	3	0	7,278	H24	2059	○
9	S57以降	特別養護老人ホームきらら	民	RC	1	1	3,220	H6	2041	○

所有	S56以前かどうか	合計	耐震性有り	耐震性不十分
公有	S56以前	2	1	1
	S57以降	6	6	0
	計	8	7	1
民間	S56以前	0	0	0
	S57以降	1	1	0
	計	1	1	0
合計		9	8	1

2-4) 体育施設（階数1以上かつ床面積1,000㎡以上）

No	S56 以前かどうか	施設名称	担当課	構造	地上階数	地下階数	特定用途面積(㎡)	建築時期	耐用年数年度	耐震化状況
1	S56 以前	城端温水プール	生涯学習スポーツ課	鉄骨	1	0	1,047	S51	2010	未
2	S57 以降	城南屋内グラウンド	生涯学習スポーツ課	RC	2	0	2,685	H18	2053	○
3	S57 以降	利賀中村体育館	生涯学習スポーツ課	SRC	1	0	1,138	S60	2032	○
4	S56 以前	井波社会体育館	生涯学習スポーツ課	RC	2	0	3,622	S51	2022	○
5	S57 以降	ラフォーレ屋内健康運動場	福祉課	SRC	1	0	1,320	H13	2035	○
6	S57 以降	福野体育館	生涯学習スポーツ課	SRC	3	0	6,398	H10	2045	○
7	S56 以前	旅川体育館	生涯学習スポーツ課	RC	3	0	1,529	S53	2024	未
8	S57 以降	福野 B&G 海洋センター	生涯学習スポーツ課	SRC	2	0	1,719	S63	2035	○
9	S56 以前	福光体育館	生涯学習スポーツ課	SRC	3	0	3,905	S49	2020	未
10	S57 以降	福光プール	生涯学習スポーツ課	SRC	2	0	1,996	H10	2031	○
11	S57 以降	福光屋内グラウンド	生涯学習スポーツ課	SRC	1	0	2,814	H12	2040	○
12	S56 以前	福光西部体育館	生涯学習スポーツ課	SRC	2	0	1,123	S54	2025	未
13	S56 以前	福光東部体育館	生涯学習スポーツ課	SRC	2	0	1,123	S55	2026	未

所有	S56 以前かどうか	合計	耐震性有り	耐震性不十分
公有	S56 以前	6	1	5
	S57 以降	7	7	0
	計	13	8	5
民間	S56 以前	0	0	0
	S57 以降	0	0	0
	計	0	0	0
合計		13	8	5

(3) 比較的滞在時間の長い施設

3-1) 賃貸住宅等(階数3以上かつ床面積1,000㎡以上)

No	S56 以前 かどうか	施設名称	担当課	構造	地上 階数	地下 階数	特定用途 面積(㎡)	建築 時期	耐用年 数年度	耐震化 状況
1	S57 以降	泉沢団地 1 号棟	都市計画課	RC	3	0	1,460	H3	2038	○
2	S57 以降	泉沢団地 2 号棟	都市計画課	RC	3	0	1,042	H4	2039	○
3	S57 以降	理休団地 1 号棟	都市計画課	RC	3	0	1,741	H11	2046	○
4	S57 以降	理休団地 2 号棟	都市計画課	RC	3	0	1,153	H11	2046	○
5	S57 以降	栄町住宅	都市計画課	RC	4	0	2,856	H15	2050	○
6	S57 以降	クリゾンテム住宅	都市計画課	RC	8	0	3,074	H17	2052	○
7	S57 以降	梅ヶ島団地	都市計画課	RC	4	0	1,795	S63	2035	○
8	S57 以降	柴田屋団地	都市計画課	RC	4	0	1,866	H6	2041	○
9	S57 以降	松原団地	都市計画課	RC	4	0	1,648	H8	2043	○
10	S56 以前	再開発ビル住宅	都市計画課	RC	4	1	1,561	S54	2026	○
11	S57 以降	遊部住宅のぞみ A 棟	都市計画課	RC	3	0	1,761	H24	2059	○
12	S57 以降	遊部住宅のぞみ B 棟	都市計画課	RC	3	0	1,702	H24	2059	○
13	S56 以前	ビレッジハウス井波 1 号棟	民	RC	5	0	1,570	S48	2020	○
14	S56 以前	ビレッジハウス井波 2 号棟	民	RC	5	0	1,570	S48	2020	○
15	S57 以降	ビレッジハウス高瀬 1 号棟	民	RC	5	0	1,844	H7	2042	○
16	S57 以降	ビレッジハウス高瀬 2 号棟	民	RC	5	0	1,844	H7	2042	○
17	S56 以前	ビレッジハウス福野 1 号棟	民	RC	5	0	1,576	S47	2019	○
18	S56 以前	ビレッジハウス福野 2 号棟	民	RC	5	0	1,576	S47	2019	○
19	S57 以降	ビレッジハウス しばたや 1 号棟	民	RC	5	0	1,867	H5	2040	○
20	S57 以降	ビレッジハウス しばたや 2 号棟	民	RC	5	0	1,867	H5	2040	○
21	S56 以前	ビレッジハウス福光 1 号棟	民	RC	5	0	1,533	S45	2017	○
22	S56 以前	ビレッジハウス福光 2 号棟	民	RC	5	0	1,533	S45	2017	○
23	S57 以降	コーポネスト	民	鉄骨	3	0	1,139	H16	2051	○

No	S56 以前かどうか	施設名称	担当課	構造	地上階数	地下階数	特定用途面積(m ²)	建築時期	耐用年数年度	耐震化状況
24	S57 以降	東洋紡アパート	民	RC	3	0	1,201	S63	2035	○
25	S57 以降	ニューレディ社員寮	民	鉄骨	3	0	1,805	H6	2041	○
26	S57 以降	コマツNTC 福光荘	民	RC	3	0	1,956	H25	2060	○

所有	S56 以前かどうか	合計	耐震性有り	耐震性不十分
公有	S56 以前	1	1	0
	S57 以降	11	11	0
	計	12	12	0
民間	S56 以前	6	6	0
	S57 以降	8	8	0
	計	14	14	0
合計		26	26	0

3-2) ホテル等(階数3以上かつ床面積1,000㎡以上)

No	S56 以前かどうか	施設名称	担当課	構造	地上階数	地下階数	特定用途面積(㎡)	建築時期	耐用年数年度	耐震化状況
1	S56 以前	五箇山温泉「五箇山荘」	交流観光まちづくり課	RC	4	0	2,924	S54	2026	○
2	S56 以前	スターフォレスト利賀	交流観光まちづくり課	RC	3	0	1,728	S42	2014	未
3	S57 以降	大牧温泉観光旅館	民	鉄骨	3	0	3,890	S63	2035	○
4	S57 以降	福野タウンホテルア・ミュー	民	鉄骨	5	0	1,964	H6	2041	○
5	S57 以降	旅亭みや川	民	RC	3	0	1,552	S58	2030	○
6	S57 以降	ふくみつ華山温泉	民	RC	5	0	6,032	S60	2032	○
7	S57 以降	アローザ温泉 野草の宿 来夢	民	RC	4	0	3,314	H5	2040	○
8	S57 以降	北陸電力(株) 福光保健館 シー・ハイル	民	RC	4	0	3,326	H7	2042	○

所有	S56 以前かどうか	合計	耐震性有り	耐震性不十分
公有	S56 以前	2	1	1
	S57 以降	0	0	0
	計	2	1	1
民間	S56 以前	0	0	0
	S57 以降	6	6	0
	計	6	6	0
合計		8	7	1

(4) 多くの者が集まる集客施設

4-1) 集客施設(階数3以上かつ床面積1,000㎡以上)

No	S56以前かどうか	施設名称	担当課	構造	地上階数	地下階数	特定用途面積(㎡)	建築時期	耐用年数年度	耐震化状況
1	S57以降	城端伝統芸能会館	生涯学習スポーツ課	RC	2	1	2,315	H17	2055	○
2	S56以前	平若者センター「春光荘」(平図書館)	生涯学習スポーツ課	RC	3	1	4,904	S56	2051	○
3	S56以前	五箇山山村開発センター	教育総務課	RC	3	0	1,290	S46	2021	未
4	S56以前	利賀総合センター	財政課	SRC	4	0	1,613	S45	2017	未
5	S56以前	利賀体験学習集会施設	財政課	RC	3	0	1,185	S50	2022	未
6	S57以降	利賀公民館	生涯学習スポーツ課	SRC	4	0	1,522	H18	2047	○
7	S57以降	井波総合文化センター	生涯学習スポーツ課	RC	3	0	3,722	S63	2038	○
8	S57以降	福野文化創造センター「ヘリオス」(福野図書館)	生涯学習スポーツ課	RC	3	1	7,461	H2	2040	○
9	S56以前	福光会館(中央図書館)	商工課、生涯学習スポーツ課	RC	4	1	2,313	S54	2026	○
10	S56以前	福光福祉会館	生涯学習スポーツ課	RC	3	0	3,514	S42	2014	未
11	S56以前	井波社会福祉センター	民	RC	3	0	1,584	S51	2023	○
12	S56以前	福光中央会館	民	RC	5	1	5,326	S51	2023	未
13	S57以降	南砺農業会館	民	SRC	3	0	3,706	S62	2037	○

所有	S56以前かどうか	合計	耐震性有り	耐震性不十分
公有	S56以前	6	2	4
	S57以降	4	4	0
	計	10	6	4
民間	S56以前	2	1	1
	S57以降	1	1	0
	計	3	2	1
合計		13	8	5

4-2) 店舗、百貨店等（階数3以上かつ床面積1,000㎡以上）

No	S56 以前かどうか	施設名称	担当課	構造	地上階数	地下階数	特定用途面積(㎡)	建築時期	耐用年数年度	耐震化状況
1	S57 以降	井波コミュニティプラザ アスモ	民	鉄骨	3	0	11,537	H4	2042	○
2	S56 以前	砺波信用金庫本店	民	RC	3	1	1,131	S38	2013	未
3	S56 以前	シードビル	民	鉄骨	3	0	1,067	S51	2026	○
4	S57 以降	第一交易	民	鉄骨	3	0	1,175	H2	2040	○
5	S57 以降	北陸銀行福光支店	民	RC	3	0	1,113	H6	2044	○

所有	S56 以前かどうか	合計	耐震性 有り	耐震性 不十分
公有	S56 以前	0	0	0
	S57 以降	0	0	0
	計	0	0	0
民間	S56 以前	2	1	1
	S57 以降	3	3	0
	計	5	4	1
合計		5	4	1

(5) その他の特定建築物

その他（階数3以上かつ床面積1,000㎡以上）

No	S56 以前 かどうか	施設名称	担当課	構造	地上 階数	地下 階数	特定用途 面積(㎡)	建築 時期	耐用年 数年度	耐震化 状況
1	S56 以前	起業家支援センター	商工課	RC	4	1	1,428	S54	2029	未
2	S56 以前	井波彫刻伝統産業会館	商工課	RC	3	0	1,371	S54	2028	未
3	S56 以前	NTT 西日本 福光電話交換所	民	RC	3	0	1,221	S40	2015	○
4	S56 以前	川田工業富山本社	民	鉄骨	3	0	1,036	S43	2018	未
5	S56 以前	北陸電力となみ野営業所	民	RC	3	0	1,630	S43	2018	○
6	S56 以前	川田工業厚生会館	民	鉄骨	3	0	1,248	S48	2023	未
7	S56 以前	コマツNTC 工場	民	鉄骨	3	0	1,946	S48	2023	未
8	S56 以前	キョーリンリメディオ 井波工場	民	鉄骨	4	0	1,295	S49	2024	未
9	S56 以前	コマツNTC レーザー事業部	民	鉄骨	3	0	1,265	S55	2030	○
10	S56 以前	三協アルミ福野工場	民	鉄骨	3	0	14,298	S55	2030	未
11	S57 以降	松島燃糸工場	民	鉄骨	3	0	1,042	S57	2032	○
12	S57 以降	STプロダクト(株)福光工場 ST物流サービス(株)	民	鉄骨	3	0	2,294	S57	2032	○
13	S57 以降	(株)スリーテイ福光センター	民	鉄骨	3	0	1,521	S58	2033	○
14	S57 以降	北陸エステアール協同組合物 流センター	民	鉄骨	3	0	1,847	S62	2037	○
15	S57 以降	ハート運輸	民	鉄骨	3	0	2,922	S63	2038	○
16	S57 以降	ファブリカ・ロゼフテクノロジー	民	鉄骨	3	0	2,101	H1	2039	○
17	S57 以降	キョーリンリメディオ井波工場	民	鉄骨	5	0	1,015	H1	2039	○
18	S57 以降	コマツNTC 工場	民	鉄骨	3	0	2,092	H2	2040	○
19	S57 以降	(株)ロゼフテクノロジー	民	鉄骨	3	0	1,474	H2	2040	○
20	S57 以降	石崎金型	民	鉄骨	3	0	1,187	H2	2040	○
21	S57 以降	三光合成富山工場	民	鉄骨	3	0	18,719	H3	2041	○
22	S57 以降	日電産業(株)	民	鉄骨	3	0	1,765	H4	2042	○
23	S57 以降	広谷営農組合 育苗施設	民	鉄骨	3	0	1,133	H4	2042	○

No	S56 以前 かどうか	施設名称	担当課	構造	地上 階数	地下 階数	特定用途 面積(m ²)	建築 時期	耐用年 数年度	耐震化 状況
24	S57 以降	JA福光干柿 集荷施設	民	鉄骨	3	0	2,512	H7	2045	○
25	S57 以降	勝星産業(株)	民	鉄骨	3	0	2,711	H8	2046	○
26	S57 以降	キョーリンリメディオ井波工場	民	鉄骨	4	0	6,257	H8	2046	○
27	S57 以降	コマツNTC 福野工場	民	鉄骨	3	0	5,388	H10	2048	○
28	S57 以降	ホワイト食品工業(株)	民	鉄骨	3	0	2,611	H11	2049	○
29	S57 以降	キョーリンリメディオ井波工場	民	鉄骨	3	0	1,825	H12	2050	○
30	S57 以降	(株)カワベ	民	鉄骨	3	0	1,036	H14	2052	○
31	S57 以降	コマツNTC 福野工場	民	鉄骨	4	0	15,580	H16	2054	○
32	S57 以降	キョーリンリメディオ井波工場	民	鉄骨	3	0	2,093	H16	2054	○
33	S57 以降	キョーリンリメディオ井波工場	民	鉄骨	4	0	4,019	H19	2057	○
34	S57 以降	川田工業(株)	民	鉄骨	4	0	1,427	H29	2067	○

所有	S56 以前かどうか	合計	耐震性 有り	耐震性 不十分
公有	S56 以前	2	0	2
	S57 以降	0	0	0
	計	2	0	2
民間	S56 以前	8	3	5
	S57 以降	24	24	0
	計	32	27	5
合計		34	27	7

4 優先的に耐震化すべき市有建築物の一覧

(1) 庁舎・病院等

No	S56 以前 かどうか	施設名称	担当課	構造	地上 階数	地下 階数	規模 (㎡)	建設 時期	耐震性 の有無
1	S56 以前	城端庁舎	城端行政 センター	RC	3	0	3,888	S48	有
2	S57 以降	平行政センター	平行政 センター	鉄骨	2	0	528	H16	有
3	S56 以前	上平行政センター	上平行政 センター	RC	3	0	1,798	S55	有
4	S56 以前	利賀行政センター	利賀行政 センター	RC	3	1	3,149	S56	有
5	S56 以前	井波庁舎	井波行政 センター	SRC	3	0	3,362	S51	有
6	S56 以前	井口行政センター	井口行政 センター	RC	3	0	1,341	S53	有
7	S56 以前	福野庁舎	福野行政 センター	RC	4	1	4,694	S40	有
8	S57 以降	福光庁舎	福光行政 センター	SRC	5	0	7,179	S62	有
9	S56 以前	福光庁舎別館	福光行政 センター	RC	4	0	1,664	S54	無
10	S57 以降	平診療所	医療課	鉄骨	2	0	442	H7	有
11	S57 以降	上平診療所	医療課	木造	1	0	205	H29	有
12	S57 以降	利賀福祉医療センター	医療課	RC	2	0	630	H2	有
13	S57 以降	南砺市民病院	南砺 市民病院	RC	4	1	16,674	H4,15,26	有
14	S57 以降	南砺家庭・地域医療セ ンター	医療課	RC	3	0	2,600	H20 (増改築)	有
15	S57 以降	公立南砺中央病院	南砺 中央病院	RC	6	0	6,363	H14	有

計 15

(2) 学校

No	S56 以前かどうか	施設名称	担当課	構造	地上階数	地下階数	規模(m ²)	建設時期	耐震性の有無
1	S57 以降	城端小学校校舎	教育総務課	RC	3	0	4,370	H17,18	有
2	S56 以前	城端小学校体育館	教育総務課	SRC	2	0	1,598	S45	有
3	S57 以降	上平小学校校舎	教育総務課	RC	2	0	3,024	H25	有
4	S57 以降	上平小学校体育館	教育総務課	RC	3	0	2,583	H25	有
5	S57 以降	利賀小学校校舎	教育総務課	SRC	5	0	2,355	H8	有
6	S57 以降	利賀小学校体育館	教育総務課	SRC	3	0	930	H8	有
7	S56 以前	井波小学校校舎	教育総務課	RC	3	0	6,661	S44,45	有
8	S56 以前	井波小学校体育館	教育総務課	SRC	2	0	1,509	S45	有
9	S56 以前	井口小学校校舎	教育総務課	RC	3	0	2,210	S44	有
10	S57 以降	井口小学校体育館	教育総務課	RC	2	0	1,069	H12	有
11	S57 以降	福野小学校校舎	教育総務課	RC	3	0	9,081	H22	有
12	S56 以前	福野小学校第一体育館	教育総務課	RC	1	0	1,089	S44	有
13	S56 以前	福野小学校第二体育館	教育総務課	RC	2	0	2,109	S44	有
14	S56 以前	福光中部小学校校舎	教育総務課	RC	3	0	6,949	S51,52	有
15	S56 以前	福光中部小学校体育館	教育総務課	RC	2	0	1,593	S53	有
16	S56 以前	福光南部小学校校舎	教育総務課	RC	3	0	3,693	S46	有
17	S56 以前	福光南部小学校体育館	教育総務課	SRC	2	0	866	S47	有
18	S56 以前	福光東部小学校校舎	教育総務課	RC	2	0	6,411	S56	有
19	S56 以前	福光東部小学校体育館	教育総務課	RC	2	0	1,572	S56	有
20	S57 以降	城端中学校校舎	教育総務課	RC	3	0	6,299	S61	有
21	S57 以降	城端中学校体育館	教育総務課	RC	1	0	1,774	S61	有
22	S57 以降	平中学校校舎	教育総務課	RC	3	1	3,018	H22	有
23	S57 以降	平中学校体育館	教育総務課	RC	2	0	1,391	H22	有
24	S57 以降	利賀中学校校舎	教育総務課	SRC	5	0	1,830	H10	有
25	S57 以降	利賀中学校体育館	教育総務課	SRC	3	0	831	H8	有
26	S56 以前	井波中学校校舎	教育総務課	RC	3	0	4,727	S48	有

No	S56 以前 かどうか	施設名称	担当課	構造	地上 階数	地下 階数	規模 (㎡)	建設時 期	耐震性 の有無
27	S57 以降	井波中学校体育館	教育総務課	RC	2	0	2,432	H3	有
28	S57 以降	井口中学校校舎	教育総務課	RC	3	0	2,140	S57	有
29	S57 以降	井口中学校体育館	教育総務課	RC	1	0	962	S61	有
30	S56 以前	福野中学校校舎	教育総務課	RC	3	0	8,436	S39,55 H26	有
31	S56 以前	福野中学校第1体育館	教育総務課	RC	2	0	1,073	S46	有
32	S57 以降	福野中学校第2体育館	教育総務課	RC	3	0	1,901	H5	有
33	S57 以降	福光中学校校舎	教育総務課	RC	3	0	7,534	H4	有
34	S57 以降	福光中学校体育館	教育総務課	RC	3	0	5,680	H5	有
35	S57 以降	吉江中学校校舎	教育総務課	RC	3	0	5,468	H10	有
36	S57 以降	吉江中学校体育館	教育総務課	RC	3	0	5,420	H10	有

計 36

(3) 保育園

No	S56 以前 かどうか	施設名称	担当課	構造	地上 階数	地下 階数	規模 (㎡)	建設時 期	耐震性 の有無
1	S57 以降	城端さくら保育園	こども課	RC	2	0	2,993	H16	有
2	S57 以降	平みどり保育園	こども課	SRC	1	0	542	H17	有
3	S57 以降	上平保育園	こども課	SRC	1	0	607	H17	有
4	S57 以降	利賀ささゆり保育園	こども課	鉄骨	1	0	475	H16	有
5	S57 以降	認定こども園 井波にじいろ保育園	こども課	RC	1	0	2,739	H24	有
6	S57 以降	山野保育園	こども課	木造	1	0	635	H11	有
7	S57 以降	井口保育園	こども課	SRC	1	0	477	H4	有
8	S57 以降	福野ひまわり保育園	こども課	RC	1	0	2,199	H22	有
9	S57 以降	福野おひさま保育園	こども課	RC	2	0	2,538	H23	有
10	S57 以降	福光どんぐり保育園	こども課	鉄骨	1	0	2,163	H25	有
11	S57 以降	福光南部 あおぞら保育園	こども課	RC	1	0	1,157	H24	有
12	S57 以降	福光東部 かがやき保育園	こども課	鉄骨	1	0	2,546	H27	有

計 12

(4) 市営住宅

No	S56 以前 かどうか	施設名称	担当課	構造	地上 階数	地下 階数	規模 (㎡)	建設 時期	耐震性 の有無
1	S57 以降	南部団地 A 棟	都市計画課	木造	1	0	104	H16	有
2	S57 以降	南部団地 B 棟	都市計画課	木造	1	0	104	H16	有
3	S57 以降	南部団地 C 棟	都市計画課	木造	1	0	104	H17	有
4	S57 以降	南部団地 D 棟	都市計画課	木造	2	0	159	H17	有
5	S57 以降	南部団地 E 棟	都市計画課	木造	1	0	104	H17	有
6	S57 以降	南部団地 F 棟	都市計画課	木造	2	0	159	H17	有
7	S57 以降	南部団地 G 棟	都市計画課	木造	1	0	104	H17	有
8	S56 以前	荒田町団地 1 号棟	都市計画課	RC	3	0	785	S53	有
9	S56 以前	荒田町団地 2 号棟	都市計画課	RC	3	0	785	S56	有
10	S57 以降	泉沢団地 1 号棟	都市計画課	RC	3	0	1,460	H3	有
11	S57 以降	泉沢団地 2 号棟	都市計画課	RC	3	0	1,042	H4	有
12	S57 以降	理休団地 1 号棟	都市計画課	RC	3	0	1,741	H11	有
13	S57 以降	理休団地 2 号棟	都市計画課	RC	3	0	1,153	H11	有
14	S57 以降	新町団地 A 棟	都市計画課	木造	2	0	153	H16	有
15	S57 以降	新町団地 B 棟	都市計画課	木造	2	0	160	H16	有
16	S57 以降	新町団地 C 棟	都市計画課	木造	1	0	111	H16	有
17	S57 以降	新町団地 D 棟	都市計画課	木造	1	0	134	H16	有
18	S57 以降	中畑住宅	都市計画課	RC	2	0	141	H15	有
19	S57 以降	新屋住宅 A 棟	都市計画課	木造	1	0	100	S63	有
20	S57 以降	新屋住宅 B 棟	都市計画課	木造	2	0	108	S63	有
21	S57 以降	新屋住宅 C 棟	都市計画課	木造	2	0	116	H1	有
22	S57 以降	新屋住宅 D 棟	都市計画課	木造	2	0	117	H1	有
23	S57 以降	下島住宅 A 棟	都市計画課	木造	2	0	150	H8	有
24	S57 以降	下島住宅 B 棟	都市計画課	木造	2	0	150	H8	有
25	S57 以降	下島住宅 C 棟	都市計画課	木造	2	0	150	H9	有

No	S56 以前 かどうか	施設名称	担当課	構造	地上 階数	地下 階数	規模 (㎡)	建設 時期	耐震性 の有無
26	S57 以降	下島住宅 D 棟	都市計画課	木造	2	0	150	H10	有
27	S57 以降	下島住宅 E 棟	都市計画課	木造	2	0	150	H10	有
28	S57 以降	下島住宅 F 棟	都市計画課	木造	2	0	150	H11	有
29	S57 以降	下島住宅 G 棟	都市計画課	木造	2	0	150	H12	有
30	S57 以降	下島住宅 H 棟	都市計画課	木造	2	0	206	H19	有
31	S57 以降	パーク若宮団地 A 棟	都市計画課	木造	1	0	345	H14	有
32	S57 以降	パーク若宮団地 B 棟	都市計画課	木造	1	0	249	H14	有
33	S56 以前	中村住宅	都市計画課	RC	2	0	176	S47	無
34	S57 以降	西山住宅	都市計画課	木造	2	0	112	H7	有
35	S56 以前	山見住宅 1 号棟	都市計画課	RC	3	0	808	S56	有
36	S57 以降	山見住宅 2 号棟	都市計画課	RC	3	0	808	S59	有
37	S57 以降	山見住宅 3 号棟	都市計画課	RC	3	0	808	H3	有
38	S57 以降	栄町住宅	都市計画課	RC	4	0	2,856	H15	有
39	S57 以降	戸板住宅 A 棟	都市計画課	木造	2	0	192	H18	有
40	S57 以降	戸板住宅 B 棟	都市計画課	木造	2	0	192	H18	有
41	S57 以降	戸板住宅 C 棟	都市計画課	木造	1	0	123	H18	有
42	S57 以降	戸板住宅 D 棟	都市計画課	木造	1	0	122	H18	有
43	S57 以降	戸板住宅 E 棟	都市計画課	木造	2	0	421	H18	有
44	S56 以前	庚申塚住宅	都市計画課	木造	1	0	37	S29	無
45	S57 以降	椿ヶ丘団地 1 号棟	都市計画課	木造	2	0	218	H5	有
46	S57 以降	椿ヶ丘団地 2 号棟	都市計画課	木造	2	0	218	H5	有
47	S57 以降	椿ヶ丘団地 3 号棟	都市計画課	木造	2	0	218	H5	有
48	S57 以降	椿ヶ丘団地 5 号棟	都市計画課	木造	2	0	219	H5	有
49	S57 以降	椿ヶ丘団地 6 号棟	都市計画課	木造	2	0	219	H15	有
50	S56 以前	もみじ野団地 1 号棟	都市計画課	RC	4	0	831	S49	有
51	S56 以前	もみじ野団地 2 号棟	都市計画課	RC	4	0	831	S50	有

No	S56 以前 かどうか	施設名称	担当課	構造	地上 階数	地下 階数	規模 (㎡)	建設 時期	耐震性 の有無
52	S56 以前	旅川団地 1 号棟	都市計画課	RC	3	0	808	S56	有
53	S57 以降	旅川団地 2 号棟	都市計画課	RC	3	0	808	S58	有
54	S57 以降	梅ヶ島団地	都市計画課	RC	4	0	1,795	S63	有
55	S57 以降	クリゾンテム住宅	都市計画課	RC	8	0	3,074	H17	有
56	S57 以降	柴田屋団地	都市計画課	RC	4	0	1,866	H6	有
57	S57 以降	松原団地	都市計画課	RC	4	0	1,648	H8	有
58	S56 以前	再開発ビル住宅	都市計画課	RC	4	1	1,561	S54	有
59	S57 以降	みなみ団地 3 号棟	都市計画課	RC	3	0	898	S57	有
60	S56 以前	みなみ団地 4 号棟	都市計画課	RC	3	0	598	S56	有
61	S57 以降	みなみ団地 5 号棟	都市計画課	RC	3	0	898	S57	有
62	S57 以降	ひまわり団地 1 号棟	都市計画課	RC	3	0	953	S63	有
63	S57 以降	ひまわり団地 2 号棟	都市計画課	RC	3	0	957	H1	有
64	S57 以降	ひまわり団地 3 号棟	都市計画課	RC	3	0	972	H1	有
65	S57 以降	遊部住宅のぞみ A 棟	都市計画課	RC	3	0	1,761	H24	有
66	S57 以降	遊部住宅のぞみ B 棟	都市計画課	RC	3	0	1,702	H24	有
67	S57 以降	西町住宅 1 号棟	都市計画課	RC	3	0	493	H6	有
68	S57 以降	西町住宅 2 号棟	都市計画課	RC	3	0	734	H6	有
69	S57 以降	西町住宅 3 号棟	都市計画課	RC	2	0	328	H6	有
70	S57 以降	西町住宅 4 号棟	都市計画課	RC	2	0	328	H6	有
71	S57 以降	西町住宅 5 号棟	都市計画課	RC	2	0	333	H6	有

計 71

5 緊急輸送道路一覧

南砺市緊急通行確保路線一覧

区分	路線番号	路線名	起点	終点	延長(km)	車線数	備考
第1次		東海北陸自動車道	市内延長		33.0	2	中日本高速道路(株)
		国道156号	白川村小白石	南砺市下梨	13.8	2	富山県
		国道304号	南砺市荒木	南砺市大鋸屋	8.6	2	富山県
			南砺市大鋸屋	南砺市上田	3.7	3	富山県
			南砺市上田	南砺市小来栖	4.2	2	富山県
			南砺市小来栖	南砺市見座	2.2	3	富山県
			南砺市見座	南砺市下梨	1.7	2	富山県
			国道304号	計	20.4		
	20	(主)砺波福光線	南砺市高儀	南砺市高儀	0.6	4	富山県
			南砺市高儀	南砺市荒木	7.1	2	富山県
	(主)砺波福光線		計	7.7			
		第1次	合計	74.9			

区分	路線番号	路線名	起点	終点	延長(km)	車線数	備考
第2次		国道156号	南砺市小牧	南砺市下梨	21.3	2	富山県
		国道304号	南砺市高窪	南砺市高窪	0.8	3	富山県
			南砺市高窪	南砺市荒木	9.5	2	富山県
			国道304号	計	10.3		
		国道471号	南砺市本江	南砺市本町	9.8	2	富山県
			砺波市庄川町小牧	南砺市利賀村百瀬川	26.0	2	富山県
			国道471号	計	35.8		
	10	(主)金沢湯涌福光線	南砺市天神	南砺市福光	2.0	2	富山県
	21	(主)井波城端線	南砺市山見	南砺市城端	8.2	2	富山県
			南砺市城端	南砺市城端	0.3	1	富山県
			(主)井波城端線	計	8.5		
	27	(主)金沢井波線	南砺市本町	南砺市山見	0.6	2	富山県
			南砺市田中	南砺市宗守	2.4	2	富山県
			(主)金沢井波線	計	3.0		
	277	(一)福野城端線	南砺市宗守	南砺市細木	4.2	2	富山県
280	(一)井波福野線	南砺市坪野	南砺市岩屋	0.9	2	富山県	
371	(一)本町高木出線	南砺市本町	砺波市庄川町示野	1.2	2	富山県	
		第2次	合計	87.2			

区分	路線 番号	路線名	起点	終点	延長 (km)	車線 数	備考
第3次	27	(主)金沢井波線	南砺市宗守	南砺市谷	5.2	2	富山県
	48	(主)福光福岡線	南砺市福光	南砺市安居	5.2	2	富山県
	71	(主)池尻福野線	南砺市池尻	南砺市八塚	3.5	2	富山県
	2	(市)高堀太美山 線	南砺市高堀	南砺市新邸	7.6	2	※南砺市
			南砺市吉江中	南砺市田中	1.3	2	※南砺市
			南砺市高宮	南砺市立野原西	3.5	2	※南砺市
			(市)高堀太美山 線	計	12.4		※県指定
	40	(市)祖谷山田線	南砺市山田	南砺市山田	0.5	2	南砺市
	2806	(市)南砺福光線	南砺市赤坂	南砺市才川七	4.0	2	南砺市
	79	(市)下出入谷線	南砺市下出	南砺市高草嶺	1.3	2	南砺市
	80	(市)山の神線	南砺市高草嶺	南砺市阿別当	5.7	2	南砺市
		第3次	合 計	37.8			

6 関係法令等（抜粋）

（１）建築物の耐震改修の促進に関する法律（抜粋）

公布 　　：平成 7 年 10 月 27 日 法律第 123 号

最終改正：平成 26 年 6 月 4 日 法律第 54 号（施行：平成 27 年 6 月 1 日）

第 1 章 総 則

（目的）

第 1 条 この法律は、地震による建築物の倒壊等の被害から国民の生命、身体及び財産を保護するため、建築物の耐震改修の促進のための措置を講ずることにより建築物の地震に対する安全性の向上を図り、もって公共の福祉の確保に資することを目的とする。

（定義）

第 2 条 この法律において「耐震診断」とは、地震に対する安全性を評価することをいう。

2 この法律において「耐震改修」とは、地震に対する安全性の向上を目的として、増築、改築、修繕、模様替若しくは一部の除却又は敷地の整備をすることをいう。

3 この法律において「所管行政庁」とは、建築主事を置く市町村又は特別区の区域については当該市町村又は特別区の長をいい、その他の市町村又は特別区の区域については都道府県知事をいう。ただし、建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）第 97 条の 2 第 1 項又は第 97 条の 3 第 1 項の規定により建築主事を置く市町村又は特別区の区域内の政令で定める建築物については、都道府県知事とする。

（国、地方公共団体及び国民の努力義務）

第 3 条 国は、建築物の耐震診断及び耐震改修の促進に資する技術に関する研究開発を促進するため、当該技術に関する情報の収集及び提供その他必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

2 国及び地方公共団体は、建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るため、資金の融通又はあっせん、資料の提供その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

3 国及び地方公共団体は、建築物の耐震診断及び耐震改修の促進に関する国民の理解と協力を得るため、建築物の地震に対する安全性の向上に関する啓発及び知識の普及に努めるものとする。

4 国民は、建築物の地震に対する安全性を確保するとともに、その向上を図るよう努めるものとする。

第 2 章 基本方針及び都道府県耐震改修促進計画等

（基本方針）

第 4 条 国土交通大臣は、建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的な方針（以下「基本方針」という。）を定めなければならない。

2 基本方針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 建築物の耐震診断及び耐震改修の促進に関する基本的な事項
- 二 建築物の耐震診断及び耐震改修の実施に関する目標の設定に関する事項
- 三 建築物の耐震診断及び耐震改修の実施について技術上の指針となるべき事項

四 建築物の地震に対する安全性の向上に関する啓発及び知識の普及に関する基本的な事項

五 次条第1項に規定する都道府県耐震改修促進計画の策定に関する基本的な事項その他建築物の耐震診断及び耐震改修の促進に関する重要事項

3 国土交通大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(都道府県耐震改修促進計画)

第5条 都道府県は、基本方針に基づき、当該都道府県の区域内の建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための計画(以下「都道府県耐震改修促進計画」という。)を定めるものとする。

2 都道府県耐震改修促進計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 当該都道府県の区域内の建築物の耐震診断及び耐震改修の実施に関する目標

二 当該都道府県の区域内の建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための施策に関する事項

三 建築物の地震に対する安全性の向上に関する啓発及び知識の普及に関する事項

四 建築基準法第10条第1項から第3項までの規定による勧告又は命令その他建築物の地震に対する安全性を確保し、又はその向上を図るための措置の実施についての所管行政庁との連携に関する事項

五 その他当該都道府県の区域内の建築物の耐震診断及び耐震改修の促進に関し必要な事項

3 都道府県は、次の各号に掲げる場合には、前項第2号に掲げる事項に、当該各号に定める事項を記載することができる。

一 病院、官公署その他大規模な地震が発生した場合においてその利用を確保することが公益上必要な建築物で政令で定めるものであって、既存耐震不適格建築物(地震に対する安全性に係る建築基準法又はこれに基づく命令若しくは条例の規定(以下「耐震関係規定」という。)に適合しない建築物で同法第3条第2項の規定の適用を受けているものをいう。以下同じ。)であるもの(その地震に対する安全性が明らかでないものとして政令で定める建築物(以下「耐震不明建築物」という。)に限る。)について、耐震診断を行わせ、及び耐震改修の促進を図ることが必要と認められる場合 当該建築物に関する事項及び当該建築物に係る耐震診断の結果の報告の期限に関する事項

二 建築物が地震によって倒壊した場合においてその敷地に接する道路(相当数の建築物が集合し、又は集合することが確実と見込まれる地域を通過する道路その他国土交通省令で定める道路(以下「建築物集合地域通過道路等」という。)に限る。)の通行を妨げ、市町村の区域を越える相当多数の者の円滑な避難を困難とすることを防止するため、当該道路にその敷地に接する通行障害既存耐震不適格建築物(地震によって倒壊した場合においてその敷地に接する道路の通行を妨げ、多数の者の円滑な避難を困難とするおそれがあるものとして政令で定める建築物(第14条第3号において「通行障害建築物」という。)であって既存耐震不適格建築物であるものをいう。以下同じ。)について、耐震診断を行わせ、又はその促進を図り、及び耐震改修の促進を図ることが必要と認められる場合 当該通行障害既存耐震不適格建築物の敷地に接する道路に関する事項及び当該通行障害既存耐震不適格建築物(耐震不明建築物であるものに限る。)に係る耐震診断の結果の報告の期限に関する事項

三 建築物が地震によって倒壊した場合においてその敷地に接する道路(建築物集合地域通過道路等を除く。)の通行を妨げ、市町村の区域を越える相当多数の者の円滑な避難を困難とすることを防止

するため、当該道路にその敷地が接する通行障害既存耐震不適格建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図ることが必要と認められる場合 当該通行障害既存耐震不適格建築物の敷地に接する道路に関する事項

四 特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律（平成5年法律第52号。以下「特定優良賃貸住宅法」という。）第3条第4号に規定する資格を有する入居者をその全部又は一部について確保することができない特定優良賃貸住宅（特定優良賃貸住宅法第6条に規定する特定優良賃貸住宅をいう。以下同じ。）を活用し、第19条に規定する計画認定建築物である住宅の耐震改修の実施に伴い仮住居を必要とする者（特定優良賃貸住宅法第3条第4号に規定する資格を有する者を除く。以下「特定入居者」という。）に対する仮住居を提供することが必要と認められる場合 特定優良賃貸住宅の特定入居者に対する賃貸に関する事項

五 前項第1号の目標を達成するため、当該都道府県の区域内において独立行政法人都市再生機構（以下「機構」という。）又は地方住宅供給公社（以下「公社」という。）による建築物の耐震診断及び耐震改修の実施が必要と認められる場合 機構又は公社による建築物の耐震診断及び耐震改修の実施に関する事項

4 都道府県は、都道府県耐震改修促進計画に前項第1号に定める事項を記載しようとするときは、当該事項について、あらかじめ、当該建築物の所有者（所有者以外に権原に基づきその建築物を使用する者があるときは、その者及び所有者）の意見を聴かなければならない。

5 都道府県は、都道府県耐震改修促進計画に第3項第5号に定める事項を記載しようとするときは、当該事項について、あらかじめ、機構又は当該公社の同意を得なければならない。

6 都道府県は、都道府県耐震改修促進計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表するとともに、当該都道府県の区域内の市町村にその写しを送付しなければならない。

7 第3項から前項までの規定は、都道府県耐震改修促進計画の変更について準用する。

（市町村耐震改修促進計画）

第6条 市町村は、都道府県耐震改修促進計画に基づき、当該市町村の区域内の建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための計画（以下「市町村耐震改修促進計画」という。）を定めるよう努めるものとする。

2 市町村耐震改修促進計画においては、おおむね次に掲げる事項を定めるものとする。

一 当該市町村の区域内の建築物の耐震診断及び耐震改修の実施に関する目標

二 当該市町村の区域内の建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための施策に関する事項

三 建築物の地震に対する安全性の向上に関する啓発及び知識の普及に関する事項

四 建築基準法第10条第1項から第3項までの規定による勧告又は命令その他建築物の地震に対する安全性を確保し、又はその向上を図るための措置の実施についての所管行政庁との連携に関する事項

五 その他当該市町村の区域内の建築物の耐震診断及び耐震改修の促進に関し必要な事項

3 市町村は、次の各号に掲げる場合には、前項第2号に掲げる事項に、当該各号に定める事項を記載することができる。

一 建築物が地震によって倒壊した場合においてその敷地に接する道路（建築物集合地域通過道路等に限る。）の通行を妨げ、当該市町村の区域における多数の者の円滑な避難を困難とすることを防止

するため、当該道路にその敷地が接する通行障害既存耐震不適格建築物について、耐震診断を行わせ、又はその促進を図り、及び耐震改修の促進を図ることが必要と認められる場合 当該通行障害既存耐震不適格建築物の敷地に接する道路に関する事項及び当該通行障害既存耐震不適格建築物（耐震不明建築物であるものに限る。）に係る耐震診断の結果の報告の期限に関する事項

二 建築物が地震によって倒壊した場合においてその敷地に接する道路（建築物集合地域通過道路等を除く。）の通行を妨げ、当該市町村の区域における多数の者の円滑な避難を困難とすることを防止するため、当該道路にその敷地が接する通行障害既存耐震不適格建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図ることが必要と認められる場合 当該通行障害既存耐震不適格建築物の敷地に接する道路に関する事項

4 市町村は、市町村耐震改修促進計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

5 前2項の規定は、市町村耐震改修促進計画の変更について準用する。

第3章 建築物の所有者が講ずべき措置

(要安全確認計画記載建築物の所有者の耐震診断の義務)

第7条 次に掲げる建築物（以下「要安全確認計画記載建築物」という。）の所有者は、当該要安全確認計画記載建築物について、国土交通省令で定めるところにより、耐震診断を行い、その結果を、次の各号に掲げる建築物の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める期限までに所管行政庁に報告しなければならない。

一 第5条第3項第1号の規定により都道府県耐震改修促進計画に記載された建築物 同号の規定により都道府県耐震改修促進計画に記載された期限

二 その敷地が第5条第3項第2号の規定により都道府県耐震改修促進計画に記載された道路に接する通行障害既存耐震不適格建築物（耐震不明建築物であるものに限る。） 同号の規定により都道府県耐震改修促進計画に記載された期限

三 その敷地が前条第3項第1号の規定により市町村耐震改修促進計画に記載された道路に接する通行障害既存耐震不適格建築物（耐震不明建築物であるものに限り、前号に掲げる建築物であるものを除く。） 同項第1号の規定により市町村耐震改修促進計画に記載された期限

(要安全確認計画記載建築物に係る報告命令等)

第8条 所管行政庁は、要安全確認計画記載建築物の所有者が前条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたときは、当該所有者に対し、相当の期限を定めて、その報告を行い、又はその報告の内容を是正すべきことを命ずることができる。

2 所管行政庁は、前項の規定による命令をしたときは、国土交通省令で定めるところにより、その旨を公表しなければならない。

3 所管行政庁は、第1項の規定により報告を命じようとする場合において、過失がなく、当該報告を命ずべき者を確知することができず、かつ、これを放置することが著しく公益に反すると認められるときは、その者の負担において、耐震診断を自ら行い、又はその命じた者若しくは委任した者に行わせることができる。この場合においては、相当の期限を定めて、当該報告をすべき旨及びその期限までに当該報告をしないときは、所管行政庁又はその命じた者若しくは委任した者が耐震診断を行うべき旨を、あらかじめ、公告しなければならない。

（耐震診断の結果の公表）

第9条 所管行政庁は、第7条の規定による報告を受けたときは、国土交通省令で定めるところにより、当該報告の内容を公表しなければならない。前条第3項の規定により耐震診断を行い、又は行わせたときも、同様とする。

第10条～第13条（省略）

（特定既存耐震不適格建築物の所有者の努力）

第14条 次に掲げる建築物であつて既存耐震不適格建築物であるもの（要安全確認計画記載建築物であるものを除く。以下「特定既存耐震不適格建築物」という。）の所有者は、当該特定既存耐震不適格建築物について耐震診断を行い、その結果、地震に対する安全性の向上を図る必要があると認められるときは、当該特定既存耐震不適格建築物について耐震改修を行うよう努めなければならない。

- 一 学校、体育館、病院、劇場、観覧場、集会場、展示場、百貨店、事務所、老人ホームその他多数の者が利用する建築物で政令で定めるものであつて政令で定める規模以上のもの
- 二 火薬類、石油類その他政令で定める危険物であつて政令で定める数量以上のものの貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物
- 三 その敷地が第5条第3項第2号若しくは第3号の規定により都道府県耐震改修促進計画に記載された道路又は第6条第3項の規定により市町村耐震改修促進計画に記載された道路に接する通行障害建築物

（特定既存耐震不適格建築物に係る指導及び助言並びに指示等）

第15条 所管行政庁は、特定既存耐震不適格建築物の耐震診断及び耐震改修の適確な実施を確保するため必要があると認めるときは、特定既存耐震不適格建築物の所有者に対し、技術指針事項を勧告して、特定既存耐震不適格建築物の耐震診断及び耐震改修について必要な指導及び助言をすることができる。

2 所管行政庁は、次に掲げる特定既存耐震不適格建築物（第1号から第3号までに掲げる特定既存耐震不適格建築物にあつては、地震に対する安全性の向上を図ることが特に必要なものとして政令で定めるものであつて政令で定める規模以上のものに限る。）について必要な耐震診断又は耐震改修が行われていないと認めるときは、特定既存耐震不適格建築物の所有者に対し、技術指針事項を勧告して、必要な指示をすることができる。

- 一 病院、劇場、観覧場、集会場、展示場、百貨店その他不特定かつ多数の者が利用する特定既存耐震不適格建築物
- 二 小学校、老人ホームその他地震の際の避難確保上特に配慮を要する者が主として利用する特定既存耐震不適格建築物
- 三 前条第2号に掲げる建築物である特定既存耐震不適格建築物
- 四 前条第3号に掲げる建築物である特定既存耐震不適格建築物

3 所管行政庁は、前項の規定による指示を受けた特定既存耐震不適格建築物の所有者が、正当な理由がなく、その指示に従わなかったときは、その旨を公表することができる。

4 所管行政庁は、前2項の規定の施行に必要な限度において、政令で定めるところにより、特定既存耐震不適格建築物の所有者に対し、特定既存耐震不適格建築物の地震に対する安全性に係る事項に関し報告させ、又はその職員に、特定既存耐震不適格建築物、特定既存耐震不適格建築物の敷地若しく

は特定既存耐震不適格建築物の工事現場に立ち入り、特定既存耐震不適格建築物、特定既存耐震不適格建築物の敷地、建築設備、建築材料、書類その他の物件を検査させることができる。

- 5 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

(一定の既存耐震不適格建築物の所有者の努力等)

第 16 条 要安全確認計画記載建築物及び特定既存耐震不適格建築物以外の既存耐震不適格建築物の所有者は、当該既存耐震不適格建築物について耐震診断を行い、必要に応じ、当該既存耐震不適格建築物について耐震改修を行うよう努めなければならない。

- 2 所管行政庁は、前項の既存耐震不適格建築物の耐震診断及び耐震改修の適確な実施を確保するため必要があると認めるときは、当該既存耐震不適格建築物の所有者に対し、技術指針事項を勘案して、当該既存耐震不適格建築物の耐震診断及び耐震改修について必要な指導及び助言をすることができる。

第 4 章 第 17 条～第 21 条 (省略)

第 5 章 建築物の地震に対する安全性に係る認定等

(建築物の地震に対する安全性に係る認定)

第 22 条 建築物の所有者は、国土交通省令で定めるところにより、所管行政庁に対し、当該建築物について地震に対する安全性に係る基準に適合している旨の認定を申請することができる。

- 2 所管行政庁は、前項の申請があった場合において、当該申請に係る建築物が耐震関係規定又は地震に対する安全上これに準ずるものとして国土交通大臣が定める基準に適合していると認めるときは、その旨の認定をすることができる。

- 3 前項の認定を受けた者は、同項の認定を受けた建築物 (以下「基準適合認定建築物」という。)、その敷地又はその利用に関する広告その他の国土交通省令で定めるもの (次項において「広告等」という。)、国土交通省令で定めるところにより、当該基準適合認定建築物が前項の認定を受けている旨の表示を付することができる。

- 4 何人も、前項の規定による場合を除くほか、建築物、その敷地又はその利用に関する広告等に、同項の表示又はこれと紛らわしい表示を付してはならない。

第 23 条～第 24 条 (省略)

第 6 章 区分所有建築物の耐震改修の必要性に係る認定等

(区分所有建築物の耐震改修の必要性に係る認定)

第 25 条 耐震診断が行われた区分所有建築物 (二以上の区分所有者 (建物の区分所有等に関する法律 (昭和 37 年法律第 69 号) 第 2 条第 2 項に規定する区分所有者をいう。以下同じ。)) が存する建築物をいう。以下同じ。)) の管理者等 (同法第 25 条第 1 項の規定により選任された管理者 (管理者がないときは、同法第 34 条の規定による集会において指定された区分所有者) 又は同法第 49 条第 1 項の規定により置かれた理事をいう。)) は、国土交通省令で定めるところにより、所管行政庁に対し、当該区分所有建築物について耐震改修を行う必要がある旨の認定を申請することができる。

- 2 所管行政庁は、前項の申請があった場合において、当該申請に係る区分所有建築物が地震に対する安全上耐震関係規定に準ずるものとして国土交通大臣が定める基準に適合していないと認めるときは、その旨の認定をすることができる。
- 3 前項の認定を受けた区分所有建築物（以下「要耐震改修認定建築物」という。）の耐震改修が建物の区分所有等に関する法律第 17 条第 1 項に規定する共用部分の変更に該当する場合における同項の規定の適用については、同項中「区分所有者及び議決権の各 4 分の 3 以上の多数による集会の決議」とあるのは「集会の決議」とし、同項ただし書の規定は、適用しない。

附 則

（要緊急安全確認大規模建築物の所有者の義務等）

第 3 条 次に掲げる既存耐震不適合建築物であって、その地震に対する安全性を緊急に確かめる必要がある大規模なものとして政令で定めるもの（要安全確認計画記載建築物であって当該要安全確認計画記載建築物に係る第 7 条各号に定める期限が平成 27 年 12 月 30 日以前であるものを除く。以下この条において「要緊急安全確認大規模建築物」という。）の所有者は、当該要緊急安全確認大規模建築物について、国土交通省令で定めるところにより、耐震診断を行い、その結果を同月 31 日までに所管行政庁に報告しなければならない。

- 一 病院、劇場、観覧場、集会場、展示場、百貨店その他不特定かつ多数の者が利用する既存耐震不適合建築物
- 二 小学校、老人ホームその他地震の際の避難確保上特に配慮を要する者が主として利用する既存耐震不適合建築物
- 三 第 14 条第 2 号に掲げる建築物である既存耐震不適合建築物

- 2 第 7 条から第 13 条までの規定は要安全確認計画記載建築物である要緊急安全確認大規模建築物であるものについて、第 14 条及び第 15 条の規定は要緊急安全確認大規模建築物については、適用しない。
- 3 第 8 条、第 9 条及び第 11 条から第 13 条までの規定は、要緊急安全確認大規模建築物について準用する。この場合において、第 8 条第 1 項中「前条」とあり、並びに第 9 条及び第 13 条第 1 項中「第 7 条」とあるのは「附則第 3 条第 1 項」と、第 9 条中「前条第 3 項」とあるのは「同条第 3 項において準用する前条第 3 項」と、第 13 条第 1 項中「第 8 条第 1 項」とあるのは「附則第 3 条第 3 項において準用する第 8 条第 1 項」と読み替えるものとする。
- 4 前項において準用する第 8 条第 1 項の規定による命令に違反した者は、100 万円以下の罰金に処する。
- 5 第 3 項において準用する第 13 条第 1 項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者は、50 万円以下の罰金に処する。
- 6 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前 2 項の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても当該各項の刑を科する。

（２）建築物の耐震改修の促進に関する法律施行令（抜粋）

公布 ；平成 7 年政令第 429 号

最終改正：平成 29 年 3 月 23 日公布（平成 29 年政令第 40 号）（施行日：平成 29 年 4 月 1 日）

（都道府県耐震改修促進計画に記載することができる公益上必要な建築物）

第二条 法第五条第三項第一号の政令で定める公益上必要な建築物は、次に掲げる施設である建築物とする。

一 診療所

二 電気通信事業法（昭和五十九年法律第八十六号）第二条第四号に規定する電気通信事業の用に供する施設

三 電気事業法（昭和三十九年法律第七十号）第二条第一項第十六号に規定する電気事業の用に供する施設

四 ガス事業法（昭和二十九年法律第五十一号）第二条第十一項に規定するガス事業の用に供する施設

五 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（昭和四十二年法律第四百四十九号）第二条第三項に規定する液化石油ガス販売事業の用に供する施設

六 水道法（昭和三十二年法律第七十七号）第三条第二項に規定する水道事業又は同条第四項に規定する水道用水供給事業の用に供する施設

七 下水道法（昭和三十三年法律第七十九号）第二条第三号に規定する公共下水道又は同条第四号に規定する流域下水道の用に供する施設

八 熱供給事業法（昭和四十七年法律第八十八号）第二条第二項に規定する熱供給事業の用に供する施設

九 火葬場

十 汚物処理場

十一 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和四十六年政令第三百号。次号において「廃棄物処理法施行令」という。）第五条第一項に規定するごみ処理施設

十二 廃棄物処理法施行令第七条第一号から第十三号の二までに掲げる産業廃棄物の処理施設（工場その他の建築物に附属するもので、当該建築物において生じた廃棄物のみの処理を行うものを除く。）

十三 鉄道事業法（昭和六十一年法律第九十二号）第二条第一項に規定する鉄道事業の用に供する施設

十四 軌道法（大正十年法律第七十六号）第一条第一項に規定する軌道の用に供する施設

十五 道路運送法（昭和二十六年法律第八十三号）第三条第一号イに規定する一般乗合旅客自動車運送事業の用に供する施設

十六 貨物自動車運送事業法（平成元年法律第八十三号）第二条第二項に規定する一般貨物自動車運送事業の用に供する施設

十七 自動車ターミナル法（昭和三十四年法律第三百三十六号）第二条第八項に規定する自動車ターミナル事業の用に供する施設

- 十八 港湾法（昭和二十五年法律第二百十八号）第二条第五項に規定する港湾施設
- 十九 空港法（昭和三十一年法律第八十号）第二条に規定する空港の用に供する施設
- 二十 放送法（昭和二十五年法律第百三十二号）第二条第二号に規定する基幹放送の用に供する施設
- 二十一 工業用水道事業法（昭和三十三年法律第八十四号）第二条第四項に規定する工業用水道事業の用に供する施設
- 二十二 災害対策基本法（昭和三十六年法律第二百二十三号）第二条第十号に規定する地域防災計画において災害応急対策に必要な施設として定められたものその他これに準ずるものとして国土交通省令で定めるもの

（耐震不明建築物の要件）

第三条 法第五条第三項第一号の政令で定めるその地震に対する安全性が明らかでない建築物は、昭和五十六年五月三十一日以前に新築の工事に着手したものとする。ただし、同年六月一日以後に増築、改築、大規模の修繕又は大規模の模様替の工事（次に掲げるものを除く。）に着手し、建築基準法第七条第五項、第七条の二第五項又は第十八条第十八項の規定による検査済証の交付（以下この条において単に「検査済証の交付」という。）を受けたもの（建築基準法施行令第百三十七条の十四第一号に定める建築物の部分（以下この条において「独立部分」という。）が二以上ある建築物にあっては、当該二以上の独立部分の全部について同日以後にこれらの工事に着手し、検査済証の交付を受けたものに限る。）を除く。

- 一 建築基準法第八十六条の八第一項の規定による認定を受けた全体計画に係る二以上の工事のうち最後の工事以外の増築、改築、大規模の修繕又は大規模の模様替の工事
- 二 建築基準法施行令第百三十七条の二第三号に掲げる範囲内の増築又は改築の工事であって、増築又は改築後の建築物の構造方法が同号イに適合するもの
- 三 建築基準法施行令第百三十七条の十二第一項に規定する範囲内の大規模の修繕又は大規模の模様替の工事

（通行障害建築物の要件）

第四条 法第五条第三項第二号の政令で定める建築物は、そのいずれかの部分の高さが、当該部分から前面道路の境界線までの水平距離に、次の各号に掲げる当該前面道路の幅員に応じ、それぞれ当該各号に定める距離（これによることが不相当である場合として国土交通省令で定める場合においては、当該幅員が十二メートル以下のときは六メートルを超える範囲において、当該幅員が十二メートルを超えるときは六メートル以上の範囲において、国土交通省令で定める距離）を加えたものを超える建築物とする。

- 一 十二メートル以下の場合 六メートル
- 二 十二メートルを超える場合 前面道路の幅員の二分の一に相当する距離

第五条（省略）

（多数の者が利用する特定既存耐震不適格建築物の要件）

第六条 法第十四条第一号の政令で定める建築物は、次に掲げるものとする。

- 一 ボーリング場、スケート場、水泳場その他これらに類する運動施設
- 二 診療所

- 三 映画館又は演芸場
 - 四 公会堂
 - 五 卸売市場又はマーケットその他の物品販売業を営む店舗
 - 六 ホテル又は旅館
 - 七 賃貸住宅（共同住宅に限る。）、寄宿舎又は下宿
 - 八 老人短期入所施設、保育所、福祉ホームその他これらに類するもの
 - 九 老人福祉センター、児童厚生施設、身体障害者福祉センターその他これらに類するもの
 - 十 博物館、美術館又は図書館
 - 十一 遊技場
 - 十二 公衆浴場
 - 十三 飲食店、キャバレー、料理店、ナイトクラブ、ダンスホールその他これらに類するもの
 - 十四 理髪店、質屋、貸衣装屋、銀行その他これらに類するサービス業を営む店舗
 - 十五 工場
 - 十六 車両の停車場又は船舶若しくは航空機の発着場を構成する建築物で旅客の乗降又は待合いの用に供するもの
 - 十七 自動車車庫その他の自動車又は自転車の停留又は駐車のための施設
 - 十八 保健所、税務署その他これらに類する公益上必要な建築物
- 2 法第十四条第一号の政令で定める規模は、次の各号に掲げる建築物の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める階数及び床面積の合計（当該各号に掲げる建築物の用途に供する部分の床面積の合計をいう。以下この項において同じ。）とする。
- 一 幼稚園、幼保連携型認定こども園又は保育所 階数二及び床面積の合計五百平方メートル
 - 二 小学校、中学校、義務教育学校、中等教育学校の前期課程若しくは特別支援学校（以下「小学校等」という。）、老人ホーム又は前項第八号若しくは第九号に掲げる建築物（保育所を除く。） 階数二及び床面積の合計千平方メートル
 - 三 学校（幼稚園、小学校等及び幼保連携型認定こども園を除く。）、病院、劇場、観覧場、集会場、展示場、百貨店、事務所又は前項第一号から第七号まで若しくは第十号から第十八号までに掲げる建築物 階数三及び床面積の合計千平方メートル
 - 四 体育館 階数一及び床面積の合計千平方メートル
- 3 前項各号のうち二以上の号に掲げる建築物の用途を兼ねる場合における法第十四条第一号の政令で定める規模は、同項の規定にかかわらず、同項各号に掲げる建築物の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める階数及び床面積の合計に相当するものとして国土交通省令で定める階数及び床面積の合計とする。

（3）建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的な方針（抜粋）

告示：平成 18 年 1 月 25 日（国土交通省告示第 184 号）

最終改正：平成 28 年 3 月 25 日（国土交通省告示第 529 号）

平成 7 年 1 月の阪神・淡路大震災では、地震により 6,434 人の尊い命が奪われた。このうち地震による直接的な死者数は 5,502 人であり、さらにこの約 9 割の 4,831 人が住宅・建築物の倒壊等によるものであった。この教訓を踏まえて、建築物の耐震改修の促進に関する法律（以下「法」という。）が制定された。

しかし近年、平成 16 年 10 月の新潟県中越地震、平成 17 年 3 月の福岡県西方沖地震、平成 20 年 6 月の岩手・宮城内陸地震など大地震が頻発しており、特に平成 23 年 3 月に発生した東日本大震災は、これまでの想定をはるかに超える巨大な地震・津波により、一度の災害で戦後最大の人命が失われるなど、甚大な被害をもたらした。また、東日本大震災においては、津波による沿岸部の建築物の被害が圧倒的であったが、内陸市町村においても建築物に大きな被害が発生した。このように、我が国において、大地震はいつどこで発生してもおかしくない状況にあるとの認識が広がっている。

さらに、南海トラフ地震、南海トラフ地震、南海トラフ地震、南海トラフ地震、南海トラフ地震、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震及び首都直下地震 首都直下地震 首都直下地震 首都直下地震 については、発生の切迫性が指摘され、ひとたび地震が発生すると被害は甚大なものと想定されており、特に、南海トラフ巨大地震 南海トラフ巨大地震 南海トラフ巨大地震 南海トラフ巨大地震 南海トラフ巨大地震 については、東日本大震災を上回る被害が想定されている。

建築物の耐震改修については、建築物の耐震化緊急対策方針（平成 17 年 9 月中央防災会議決定）において、全国的に取り組むべき「社会全体の国家的な緊急課題」とされるとともに、南海トラフ地震防災対策推進基本計画（平成 26 年 3 月中央防災会議決定）において、10 年後に死者数を概ね 8 割、建築物の全壊棟数を概ね 5 割、被害想定から減少させるという目標の達成のため、重点的に取り組むべきものとして位置づけられているところである。

また、首都直下地震緊急対策推進基本計画（平成 27 年 3 月閣議決定）においては、10 年後に死者数及び建築物の全壊棟数を被害想定から半減させるという目標の達成のため、あらゆる対策の大前提として強力に推進すべきものとして位置づけられているところである。

特に切迫性の高い地震については発生までの時間が限られていることから、効果的かつ効率的に建築物の耐震改修等を実施することが求められている。

この告示は、このような認識の下に、建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るため、基本的な方針を定めるものである。

一 建築物の耐震診断及び耐震改修の促進に関する基本的な事項**1 国、地方公共団体、所有者等の役割分担**

住宅・建築物の耐震化の促進のためには、まず、住宅・建築物の所有者等が、地域防災対策を自らの問題、地域の問題として意識して取り組むことが不可欠である。国及び地方公共団体は、こうした所有者等の取組をできる限り支援するという観点から、所有者等にとって耐震診断及び耐震改修を行

しやすい環境の整備や負担軽減のための制度の構築など必要な施策を講じ、耐震改修の実施の阻害要因となっている課題を解決していくべきである。

2 公共建築物の耐震化の促進

公共建築物については、災害時には学校は避難場所等として活用され、病院では災害による負傷者の治療が、国及び地方公共団体の庁舎では被害情報収集や災害対策指示が行われるなど、多くの公共建築物が応急活動の拠点として活用される。このため、平常時の利用者の安全確保だけでなく、災害時の拠点施設としての機能確保の観点からも公共建築物の耐震性確保が求められるとの認識のもと、強力に公共建築物の耐震化の促進に取り組むべきである。具体的には、国及び地方公共団体は、各施設の耐震診断を速やかに行い、耐震性に係るリストを作成及び公表するとともに、整備目標及び整備プログラムの策定等を行い、計画的かつ重点的な耐震化の促進に積極的に取り組むべきである。

また、公共建築物について、法第 22 条第 3 項の規定に基づく表示を積極的に活用すべきである。

3 法に基づく指導等の実施

所管行政庁は、法に基づく指導等を次のイからハマまでに掲げる建築物の区分に応じ、それぞれ当該イからハマまでに定める措置を適切に実施すべきである。

イ 耐震診断義務付け対象建築物

法第 7 条に規定する要安全確認計画記載建築物及び法附則第 3 条第 1 項に規定する要緊急安全確認大規模建築物（以下「耐震診断義務付け対象建築物」という。）については、所管行政庁は、その所有者に対して、所有する建築物が耐震診断の実施及び耐震診断の結果の報告義務の対象建築物となっている旨の十分な周知を行い、その確実な実施を図るべきである。また、期限までに耐震診断の結果を報告しない所有者に対しては、個別の通知等を行うことにより、耐震診断結果の報告を促すように促し、それでもなお報告しない場合にあっては、法第 8 条第 1 項（法附則第 3 条第 3 項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、当該所有者に対し、相当の期限を定めて、耐震診断の結果の報告を行うべきことを命ずるとともに、その旨を公報、ホームページ等で公表すべきである。

法第 9 条（法附則第 3 条第 3 項において準用する場合を含む。）の規定に基づく報告の内容の公表については、建築物の耐震改修の促進に関する法律施行規則（平成 7 年建設省令第 28 号。以下「規則」という。）第 22 条（規則附則第 3 条において準用する場合を含む。）の規定により、所管行政庁は、当該報告の内容をとりまとめた上で公表しなければならないが、当該公表後に耐震改修等により耐震性が確保された建築物については、公表内容にその旨を付記するなど、迅速に耐震改修等に取り組んだ建築物所有者が不利になることのないよう、営業上の競争環境等にも十分に配慮し、丁寧な運用を行うべきである。

また、所管行政庁は、報告された耐震診断の結果を踏まえ、当該耐震診断義務付け対象建築物の所有者に対して、法第 12 条第 1 項の規定に基づく指導及び助言を実施するよう努めるとともに、指導に従わない者に対しては同条第 2 項の規定に基づき必要な指示を行い、正当な理由がなく、その指示に従わなかったときは、その旨を公報、ホームページ等を通じて公表すべきである。

さらに、指導・助言、指示等を行ったにもかかわらず、当該耐震診断義務付け対象建築物の所有者が必要な対策をとらなかった場合には、所管行政庁は、構造耐力上主要な部分の地震に対する安全性について著しく保安上危険であると認められる建築物（別添の建築物の耐震診断及び耐震改修

の実施について技術上の指針となるべき事項（以下「技術指針事項」という。）第1第1号又は第2号の規定により構造耐力上主要な部分の地震に対する安全性を評価した結果、地震の震動及び衝撃に対して倒壊し、又は崩壊する危険性が高いと判断された建築物をいう。以下同じ。）については速やかに建築基準法（昭和25年法律第201号）第10条第3項の規定に基づく命令を、損傷、腐食その他の劣化が進み、そのまま放置すれば著しく保安上危険となるおそれがあると認められる建築物については、同条第1項の規定に基づく勧告や同条第2項の規定に基づく命令を行うべきである。

ロ 指示対象建築物

法第15条第2項に規定する特定既存耐震不適格建築物（以下「指示対象建築物」という。）については、所管行政庁は、その所有者に対して、所有する建築物が指示対象建築物である旨の周知を図るとともに、同条第1項の規定に基づく指導及び助言を実施するよう努め、指導に従わない者に対しては同条第2項の規定に基づき必要な指示を行い、正当な理由がなく、その指示に従わなかったときは、その旨を公報、ホームページ等を通じて公表すべきである。

また、指導・助言、指示等を行ったにもかかわらず、当該指示対象建築物の所有者が必要な対策をとらなかった場合には、所管行政庁は、構造耐力上主要な部分の地震に対する安全性について著しく保安上危険であると認められる建築物については速やかに建築基準法第10条第3項の規定に基づく命令を、損傷、腐食その他の劣化が進み、そのまま放置すれば著しく保安上危険となるおそれがあると認められる建築物については、同条第1項の規定に基づく勧告や同条第2項の規定に基づく命令を行うべきである。

ハ 指導・助言対象建築物

法第14条に規定する特定既存耐震不適格建築物（指示対象建築物を除く。）については、所管行政庁は、その所有者に対して、法第15条第1項の規定に基づく指導及び助言を実施するよう努めるべきである。また、法第16条第1項に規定する既存耐震不適格建築物についても、所管行政庁は、その所有者に対して、同条第2項の規定に基づく指導及び助言を実施するよう努めるべきである。

4 計画の認定等による耐震改修の促進

所管行政庁は、法第17条第3項の計画の認定、法第22条第2項の認定、法第25条第2項の認定について、適切かつ速やかな認定が行われるよう努めるべきである。

国は、これらの認定について、所管行政庁による適切かつ速やかな認定が行われるよう、必要な助言、情報提供等を行うこととする。

5 所有者等の費用負担の軽減等

耐震診断及び耐震改修に要する費用は、建築物の状況や工事の内容により様々であるが、相当の費用を要することから、所有者等の費用負担の軽減を図ることが課題となっている。このため、地方公共団体は、所有者等に対する耐震診断及び耐震改修に係る助成制度等の整備や耐震改修促進税制の普及に努め、密集市街地や緊急輸送道路・避難路沿いの建築物の耐震化を促進するなど、重点的な取組を行うことが望ましい。特に、耐震診断義務付け対象建築物については早急な耐震診断の実施及び耐震改修の促進が求められることから、特に重点的な予算措置が講じられることが望ましい。国は、地方公共団体に対し、必要な助言、補助・交付金、税の優遇措置等の制度に係る情報提供等を行うこととする。

また、法第32条の規定に基づき指定された耐震改修支援センター（以下「センター」という。）が債務保証業務、情報提供業務等を行うこととしているが、国は、センターを指定した場合においては、センターの業務が適切に運用されるよう、センターに対して必要な指導等を行うとともに、都道府県に対し、必要な情報提供等を行うこととする。

さらに、所有者等が耐震改修工事を行う際に仮住居の確保が必要となる場合については、地方公共団体が、公共賃貸住宅の空家の紹介等に努めることが望ましい。

6 相談体制の整備及び情報提供の充実

近年、悪質なリフォーム工事詐欺による被害が社会問題となっており、住宅・建築物の所有者等が安心して耐震診断及び耐震改修を実施できる環境整備が重要な課題となっている。特に、「どの事業者に頼めばよいか」、「工事費用は適正か」、「工事内容は適切か」、「改修の効果はあるのか」等の不安に対応する必要がある。このため、国は、センター等と連携し、耐震診断及び耐震改修に関する相談窓口を設置するとともに、耐震診断及び耐震改修 及び耐震改修 及び耐震改修 の実施が可能な建築士及び事業者 及び事業者 及び事業者 の一覧や、耐震改修工法の選択や耐震診断・耐震改修費用の判断の参考となる事例集を作成し、ホームページ等で公表を行い、併せて、地方公共団体に対し、必要な助言、情報提供等を行うこととする。また、全ての市町村は、耐震診断及び耐震改修に関する相談窓口を設置するよう努めるべきであるとともに、地方公共団体は、センター等と連携し、先進的な取組事例、耐震改修事例、一般的な工事費用、専門家・事業者情報、助成制度概要等について、情報提供の充実を図ることが望ましい。

7 専門家・事業者の育成及び技術開発

適切な耐震診断及び耐震改修が行われるためには、専門家・事業者が耐震診断及び耐震改修について必要な知識、技術等の更なる習得に努め、資質の向上を図ることが望ましい。国及び地方公共団体は、センター等の協力を得て、講習会や研修会の開催、受講者の登録・紹介制度の整備等に努めるものとする。特に、耐震診断義務付け対象建築物の耐震診断が円滑に行われるよう、国は、登録資格者講習（規則第5条に規定する登録資格者講習をいう。以下同じ。）の十分な頻度による実施、建築士による登録資格者講習の受講の促進のための情報提供の充実を図るものとする。

また、簡易な耐震改修工法の開発やコストダウン等が促進されるよう、国及び地方公共団体は、関係団体と連携を図り、耐震診断及び耐震改修に関する調査及び研究を実施することとする。

8 地域における取組の推進

地方公共団体は、地域に根ざした専門家・事業者の育成、町内会等を単位とした地震防災対策への取組の推進、NPOとの連携や地域における取組に対する支援、地域ごとに関係団体等からなる協議会の設置等を行うことが考えられる。国は、地方公共団体に対し、必要な助言、情報提供等を行うこととする。

9 その他の地震時の安全対策

地方公共団体及び関係団体は、耐震改修と併せて、ブロック塀の倒壊防止、窓ガラス、天井、外壁等の非構造部材の脱落防止対策についての改善指導や、地震時のエレベーター内の閉じ込め防止対策、エスカレーター等の脱落防止対策、給湯設備の転倒防止対策、配管等の設備の落下防止対策の実施に努めるべきであり、これらの対策に係る建築基準法令の規定に適合しない建築物で同法第3条第2項の適用を受けているものについては、改修の促進を図るべきである。また、南海トラフ沿いの巨大地震

による長周期地震動に関する報告（平成 27 年 12 月）を踏まえて、長周期地震動対策を推進すべきである。国は、地方公共団体及び関係団体に対し、必要な助言、情報提供等を行うこととする。

二 建築物の耐震診断及び耐震改修の実施に関する目標の設定に関する事項

1 建築物の耐震化の現状

平成 25 年の統計調査に基づき、我が国の住宅については総数約 5,200 万戸のうち、約 900 万戸（約 18 パーセント）が耐震性が不十分であり、耐震化率は約 82 パーセントと推計されている。この推計では、耐震性が不十分な住宅は、平成 15 年の約 1,150 万戸から 10 年間で約 250 万戸減少しているが、大部分が建替えによるものであり、耐震改修によるものは 10 年間で約 55 万戸に過ぎないと推計されている。

また、法第 14 条第 1 号に掲げる建築物（以下「多数の者が利用する建築物」という。）については、約 42 万棟のうち、約 6 万棟（約 15 パーセント）が耐震性が不十分であり、耐震化率は約 85 パーセントと推計されている。

2 建築物の耐震診断及び耐震改修の目標の設定

南海トラフ地震防災対策推進基本計画及び首都直下地震緊急対策推進基本計画、住生活基本計画（平成 28 年 3 月閣議決定）における目標を踏まえ、住宅の耐震化率及び多数の者が利用する建築物の耐震化率について、平成 32 年までに少なくとも 95 パーセントにすることを目標とするとともに、平成 37 年までに耐震性が不十分な住宅をおおむね解消することを目標とする。

耐震化率を 95 パーセントとするためには、平成 25 年から平成 32 年までの間に、少なくとも住宅の耐震化は約 650 万戸（うち耐震改修は約 130 万戸）とする必要があり、建替え促進を図るとともに、耐震改修のペースを約 3 倍にすることが必要である。また、多数の者が利用する建築物の耐震化は少なくとも約 4 万棟（うち耐震改修は約 3 万棟）とする必要があり、建替え促進を図るとともに、耐震改修のペースを約 2 倍にすることが必要となる。

また、建築物の耐震化のためには、耐震診断の実施の促進を図ることが必要であり、平成 25 年から平成 32 年までの間に、耐震化率の目標達成のために必要な耐震改修の戸数又は棟数と同程度の耐震診断の実施が必要となると考えて、少なくとも住宅については約 130 万戸、多数の者が利用する建築物については約 3 万棟の耐震診断の実施を目標とすることとする。

特に、公共建築物については、各地方公共団体において、できる限り用途ごとに目標が設定されるよう、国土交通省は、関係省庁と連携を図り、必要な助言、情報提供を行うこととする。

三 建築物の耐震診断及び耐震改修の実施について技術上の指針となるべき事項

建築物の耐震診断及び耐震改修は、既存の建築物について、現行の耐震関係規定に適合しているかどうかを調査し、これに適合しない場合には、適合させるために必要な改修を行うことが基本である。しかしながら、既存の建築物については、耐震関係規定に適合していることを詳細に調査することや、適合しない部分を完全に適合させることが困難な場合がある。このような場合には、建築物の所有者等は、技術指針事項に基づいて耐震診断を行い、その結果に基づいて必要な耐震改修を行うべきである。

四 建築物の地震に対する安全性の向上に関する啓発及び知識の普及に関する基本的な事項

建築物の所有者等が、地震防災対策を自らの問題、地域の問題として意識することができるよう、地方公共団体は、過去に発生した地震の被害と対策、発生のおそれがある地震の概要と地震による危険性の程度等を記載した地図（以下「地震防災マップ」という。）、建築物の耐震性能や免震等の技術情報、地域での取組の重要性等について、町内会等や各種メディアを活用して啓発及び知識の普及を図ることが考えられる。国は、地方公共団体に対し、必要な助言及び情報提供等を行うこととする。

また、地方公共団体が適切な情報提供を行うことができるよう、地方公共団体とセンターとの間で必要な情報の共有及び連携が図られることが望ましい。

五 都道府県耐震改修促進計画の策定に関する基本的な事項その他建築物の耐震診断及び耐震改修の促進に関する重要事項

1 都道府県耐震改修促進計画の策定に関する基本的な事項

イ 都道府県耐震改修促進計画の基本的な考え方

都道府県は、法第5条第1項の規定に基づく都道府県耐震改修促進計画（以下単に「都道府県耐震改修促進計画」という。）を、建築物の耐震改修の促進に関する法律の一部を改正する法律（平成25年法律第20号。以下「改正法」という。）の施行後できるだけ速やかに改定すべきである。

都道府県耐震改修促進計画の改定に当たっては、道路部局、防災部局、衛生部局、観光部局、商工部局、教育委員会等とも連携するとともに、都道府県内の市町村の耐震化の目標や施策との整合を図るため、市町村と協議会を設置する等の取組を行いながら、市町村の区域を超える広域的な見地からの調整を図る必要がある施策等を中心に見直すことが考えられる。

また、都道府県耐震改修促進計画に基づく施策が効果的に実現できるよう、その改定に当たっては、法に基づく指導・助言、指示等を行う所管行政庁と十分な調整を行うべきである。

なお、都道府県は、耐震化の進捗状況や新たな施策の実施等にあわせて、適宜、都道府県耐震改修促進計画の見直しを行うことが望ましい。

ロ 建築物の耐震診断及び耐震改修の実施に関する目標

都道府県耐震改修促進計画においては、二2の目標を踏まえ、各都道府県において想定される地震の規模、被害の状況、建築物の耐震化の現状等を勘案し、可能な限り建築物の用途ごとに目標を定めることが望ましい。なお、都道府県は、定めた目標について、一定期間ごとに検証するべきである。特に耐震診断義務付け対象建築物については、早急に耐震化を促進すべき建築物であるため、耐震診断結果の報告を踏まえ、耐震化の状況を検証するべきである。

また、庁舎、病院、学校等の公共建築物については、関係部局と協力し、今後速やかに耐震診断を行い、その結果の公表に取り組むとともに、具体的な耐震化の目標を設定すべきである。

さらに、重点化を図りながら着実な耐震化を推進するため、都道府県は、公共建築物に係る整備プログラム等を作成することが望ましい。

ハ 建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための施策

都道府県耐震改修促進計画においては、都道府県、市町村、建築物の所有者等との役割分担の考え方、実施する事業の方針等基本的な取組方針について定めるとともに、具体的な支援策の概要、安心して耐震改修等を行うことができるようにするための環境整備、地震時の総合的な安全対策に関する事業の概要等を定めることが望ましい。

法第5条第3項第1号の規定に基づき定めるべき公益上必要な建築物は、地震時における災害応急対策の拠点となる施設や避難所となる施設等であるが、例えば庁舎、病院、学校の体育館等の公共建築物のほか、病院、ホテル・旅館、福祉施設等の民間建築物のうち、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第10号に規定する地域防災計画や防災に関する計画等において、大規模な地震が発生した場合においてその利用を確保することが公益上必要な建築物として定められたものについても、積極的に定めることが考えられる。なお、公益上必要な建築物を定めようとするときは、法第5条第4項の規定に基づき、あらかじめ、当該建築物の所有者等の意見を勘案し、例えば特別積合せ貨物運送以外の一般貨物自動車運送事業の用に供する施設である建築物等であって、大規模な地震が発生した場合に公益上必要な建築物として実際に利用される見込みがないものまで定めることがないよう留意するべきである。

法第5条第3項第2号又は第3号の規定に基づき定めるべき道路は、沿道の建築物の倒壊によって緊急車両の通行や住民の避難の妨げになるおそれがある道路であるが、例えば緊急輸送道路、避難路、通学路等避難場所と連絡する道路その他密集市街地内の道路等を定めることが考えられる。特に緊急輸送道路のうち、市町村の区域を越えて、災害時の拠点施設を連絡する道路であり、災害時における多数の者の円滑な避難、救急・消防活動の実施、避難者への緊急物資の輸送等の観点から重要な道路については、沿道の建築物の耐震化を図ることが必要な道路として定めるべきである。

このうち、現に相当数の建築物が集合し、又は集合することが確実と見込まれる地域を通過する道路、公園等の重要な避難場所と連絡する道路その他の地域の防災上の観点から重要な道路については、同項第2号の規定に基づき早期に通行障害建築物の耐震診断を行わせ、耐震化を図ることが必要な道路として定めることが考えられる。

また、同項第4号の規定に基づく特定優良賃貸住宅に関する事項は、法第28条の特例の適用の考え方等について定めることが望ましい。

さらに、同項第5号の規定に基づく独立行政法人都市再生機構又は地方住宅供給公社（以下「機構等」という。）による建築物の耐震診断及び耐震改修の実施に関する事項は、機構等が耐震診断及び耐震改修を行う地域、建築物の種類等について定めることが考えられる。なお、独立行政法人都市再生機構による耐震診断及び耐震改修の業務及び地域は、原則として都市再生に資するものに限定するとともに、地域における民間事業者による業務を補完して行うよう留意する。

ニ 建築物の地震に対する安全性の向上に関する啓発及び知識の普及

都道府県耐震改修促進計画においては、個々の建築物の所在地を識別可能とする程度に詳細な地震防災マップの作成について盛り込むとともに、相談窓口の設置、パンフレットの作成・配布、セミナー・講習会の開催、耐震診断及び耐震改修に係る情報提供等、啓発及び知識の普及に係る事業について定めることが望ましい。特に、地震防災マップの作成及び相談窓口の設置は、都道府県内の全ての市町村において措置されるよう努めるべきである。

また、地域における地震時の危険箇所の点検等を通じて、住宅・建築物の耐震化のための啓発活動や危険なブロック塀の改修・撤去等の取組を行うことが効果的であり、必要に応じ、市町村との役割分担のもと、町内会等との連携策についても定めることが考えられる。

ホ 建築基準法による勧告又は命令等の実施

法に基づく指導・助言、指示、命令等について、所管行政庁は、優先的に実施すべき建築物の選

定及び対応方針、公表の方法等について定めることが望ましい。

また、所管行政庁は、法第12条第3項（法附則第3条第3項において準用する場合を含む。）又は法第15条第3項の規定による公表を行ったにもかかわらず、建築物の所有者が耐震改修を行わない場合には、建築基準法第10条第1項の規定による勧告、同条第2項又は第3項の規定による命令等を実施すべきであり、その実施の考え方、方法等について定めることが望ましい。

2 市町村耐震改修促進計画の策定に関する基本的な事項

イ 市町村耐震改修促進計画の基本的な考え方

平成17年3月に中央防災会議において決定された地震防災戦略において、東海地震及び東南海・南海地震の被害を受けるおそれのある地方公共団体については地域目標を定めることが要請され、その他の地域においても減災目標を策定することが必要とされている。こうしたことを踏まえ、法第6条第1項において、基礎自治体である市町村においても、都道府県耐震改修促進計画に基づき、市町村耐震改修促進計画を定めるよう努めるものとされたところであり、可能な限り全ての市町村において市町村耐震改修促進計画が策定されることが望ましい。また、改正法による改正前の法第5条第7項に基づき、市町村耐震改修促進計画を策定している市町村にあつては、当該計画を改正法の施行後できるだけ速やかに改定すべきである。

市町村耐震改修促進計画の策定及び改定に当たっては、道路部局、防災部局、衛生部局、観光部局、商工部局、教育委員会等とも連携するとともに、都道府県の耐震化の目標や施策との整合を図るため、都道府県と協議会を設置する等の取組を行いながら、より地域固有の状況に配慮して作成することが考えられる。

また、市町村耐震改修促進計画に基づく施策が効果的に実現できるよう、法に基づく指導、助言、指示等を行う所管行政庁と十分な調整を行うべきである。

なお、市町村は、耐震化の進捗状況や新たな施策の実施等にあわせて、適宜、市町村耐震改修促進計画の見直しを行うことが望ましい。

ロ 建築物の耐震診断及び耐震改修の実施に関する目標

市町村耐震改修促進計画においては、都道府県耐震改修促進計画の目標を踏まえ、各市町村において想定される地震の規模、被害の状況、建築物の耐震化の現状等を勘案し、可能な限り建築物の用途ごとに目標を定めることが望ましい。なお、市町村は、定めた目標について、一定期間ごとに検証するべきである。特に耐震診断義務付け対象建築物については、早急に耐震化を促進すべき建築物であり、耐震診断の結果の報告を踏まえ、耐震化の状況を検証するべきである。

また、庁舎、病院、学校等の公共建築物については、関係部局と協力し、今後速やかに耐震診断を行い、その結果の公表に取り組むとともに、具体的な耐震化の目標を設定すべきである。

さらに、重点化を図りながら着実な耐震化を推進するため、市町村は、公共建築物に係る整備プログラム等を作成することが望ましい。

ハ 建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための施策

市町村耐震改修促進計画においては、都道府県、市町村、建築物の所有者等との役割分担の考え方、実施する事業の方針等基本的な取組方針について定めるとともに、具体的な支援策の概要、安心して耐震改修等を行うことができるようにするための環境整備、地震時の総合的な安全対策に関する事業の概要等を定めることが望ましい。

法第6条第3項第1号又は第2号の規定に基づき定めるべき道路は、沿道の建築物の倒壊によって緊急車両の通行や住民の避難の妨げになるおそれがある道路であるが、例えば緊急輸送道路、避難路、通学路等避難場所と連絡する道路その他密集市街地内の道路等を定めることが考えられる。特に緊急輸送道路のうち、市町村の区域内において、災害時の拠点施設を連絡する道路であり、災害時における多数の者の円滑な避難、救急・消防活動の実施、避難者への緊急物資の輸送等の観点から重要な道路については、沿道の建築物の耐震化を図ることが必要な道路として定めるべきである。

このうち、現に相当数の建築物が集合し、又は集合することが確実と見込まれる地域を通過する道路、公園等の重要な避難場所と連絡する道路その他の地域の防災上の観点から重要な道路については、同項第1号の規定に基づき早期に沿道の建築物の耐震化を図ることが必要な道路として定めることが考えられる。

ニ 建築物の地震に対する安全性の向上に関する啓発及び知識の普及

市町村耐震改修促進計画においては、個々の建築物の所在地を識別可能とする程度に詳細な地震防災マップの作成について盛り込むとともに、相談窓口の設置、パンフレットの作成・配布、セミナー・講習会の開催、耐震診断及び耐震改修に係る情報提供等、啓発及び知識の普及に係る事業について定めることが望ましい。特に、地震防災マップの作成及び相談窓口の設置は、全ての市町村において措置されるよう努めるべきである。

また、地域における地震時の危険箇所の点検等を通じて、住宅・建築物の耐震化のための啓発活動や危険なブロック塀の改修・撤去等の取組を行うことが効果的であり、必要に応じ、町内会等との連携策についても定めることが考えられる。

ホ 建築基準法による勧告又は命令等の実施

法に基づく指導・助言、指示等について、所管行政庁である市町村は、優先的に実施すべき建築物の選定及び対応方針、公表の方法等について定めることが望ましい。

また、所管行政庁である市町村は、法第12条第3項（法附則第3条第3項において準用する場合を含む。）又は法第15条第3項の規定による公表を行ったにもかかわらず、建築物の所有者が耐震改修を行わない場合には、建築基準法第10条第1項の規定による勧告、同条第2項又は第3項の規定による命令等を実施すべきであり、その実施の考え方、方法等について定めることが望ましい。

3 計画の認定等の周知

所管行政庁は、法第17条第3項の計画の認定、法第22条第2項の認定、法第25条第2項の認定について、建築物の所有者へ周知し、活用を促進することが望ましい。なお、法第22条第2項の認定制度の周知にあたっては、本制度の活用が任意であり、表示が付されていないことをもって、建築物が耐震性を有さないこととはならないことについて、建築物の利用者等の十分な理解が得られるよう留意するべきである。

附 則

- 1 この告示は、建築物の耐震改修の促進に関する法律の一部を改正する法律（平成17年法律第120号）の施行の日（平成18年1月26日）から施行する。

- 2 平成7年建設省告示第2089号は、廃止する。
- 3 この告示の施行前に平成7年建設省告示第2089号第1ただし書の規定により、国土交通大臣が同告示第1の指針の一部又は全部と同等以上の効力を有すると認めた方法については、この告示の別添第1ただし書の規定により、国土交通大臣が同告示第1の指針の一部又は全部と同等以上の効力を有すると認めた方法とみなす。

附 則 (平成25年10月29日国土交通省告示第1055号)

この告示は、建築物の耐震改修の促進に関する法律の一部を改正する法律の施行の日(平成25年11月25日)から施行する。

附 則 (平成28年3月25日国土交通省告示第529号)

この告示は、公布の日から施行する。